

大田原市国土強靱化地域計画

令和3(2021)年3月
(令和4(2022)年3月改訂)
(令和5(2023)年3月改訂)

栃木県大田原市

目次

はじめに

| | |
|----------------|---|
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 本計画の位置付け | 2 |
| 3 計画期間 | 4 |
| 4 計画策定の基本的な進め方 | 4 |

第1章 計画策定の基本的な考え方

| | |
|--------|---|
| 1 基本理念 | 6 |
| 2 基本目標 | 6 |
| 3 基本方針 | 6 |

第2章 脆弱性評価

| | |
|--------------------------|----|
| 1 脆弱性評価の考え方 | 8 |
| 2 想定するリスク | 8 |
| 3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ | 9 |
| 4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野 | 14 |
| 5 評価の実施手順 | 14 |
| 6 評価結果のポイント | 15 |

第3章 強靱化の推進方針

| | |
|---------------|----|
| 1 施策分野ごとの推進方針 | 16 |
| 2 個別施策分野の推進方針 | 17 |

第4章 計画の推進及び進捗管理

| | |
|-----------------|----|
| 1 優先的に取り組む施策 | 36 |
| 2 各種施策の推進及び進捗管理 | 38 |

| | |
|-------------------------|----|
| 【別紙1】 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 | 39 |
| 【参考資料1】 重要業績評価指標（KPI）一覧 | 68 |
| 【参考資料2】 本計画における基本法適用条文 | 72 |

はじめに

1 策定の趣旨

近年、日本各地においてこれまでに経験したことのない局地的豪雨、大雪、大型台風などによる災害が発生し、また、近い将来には南海トラフ地震の発生が予想されているところであり、その想定される被害の甚大さは想像に難くありません。

本市は、大規模な災害が少なく、安全な「まち」と言われてきましたが、平成10年の那須水害では8月26日から31日（6日間）にかけての降雨量が、578mmと記録的な大雨となり、特に、水位が上昇した那珂川の濁流は堤防を越水し、旧黒羽町や旧湯津上村では大きな被害を受けました。

平成23年の東日本大震災では、県内で最大震度となる震度6強が観測され、住宅も多数損壊し、道路や上下水道といったライフラインや学校などの公共施設も大きな被害を受けました。近年においては、令和元年東日本台風（台風第19号）により、蛇尾川の水位が上昇し、千丈橋付近の堤防が決壊し、周辺住民に対し避難指示を発令したところです。

このような中、国においては、東日本大震災を教訓として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、平成26年6月には、本法第10条の規定に基づき「国土強靱化基本計画」が策定されるなど、大規模な自然災害に強い国土をつくるとともに、自らの生命や生活を守ることができるよう、地域住民の災害に対する知識や対応能力の向上のため、国土強靱化に関する各種施策を推進しています。

栃木県においても、国の基本計画との調和を図りながら、平成28年2月に「栃木県国土強靱化地域計画」が策定されたところです。

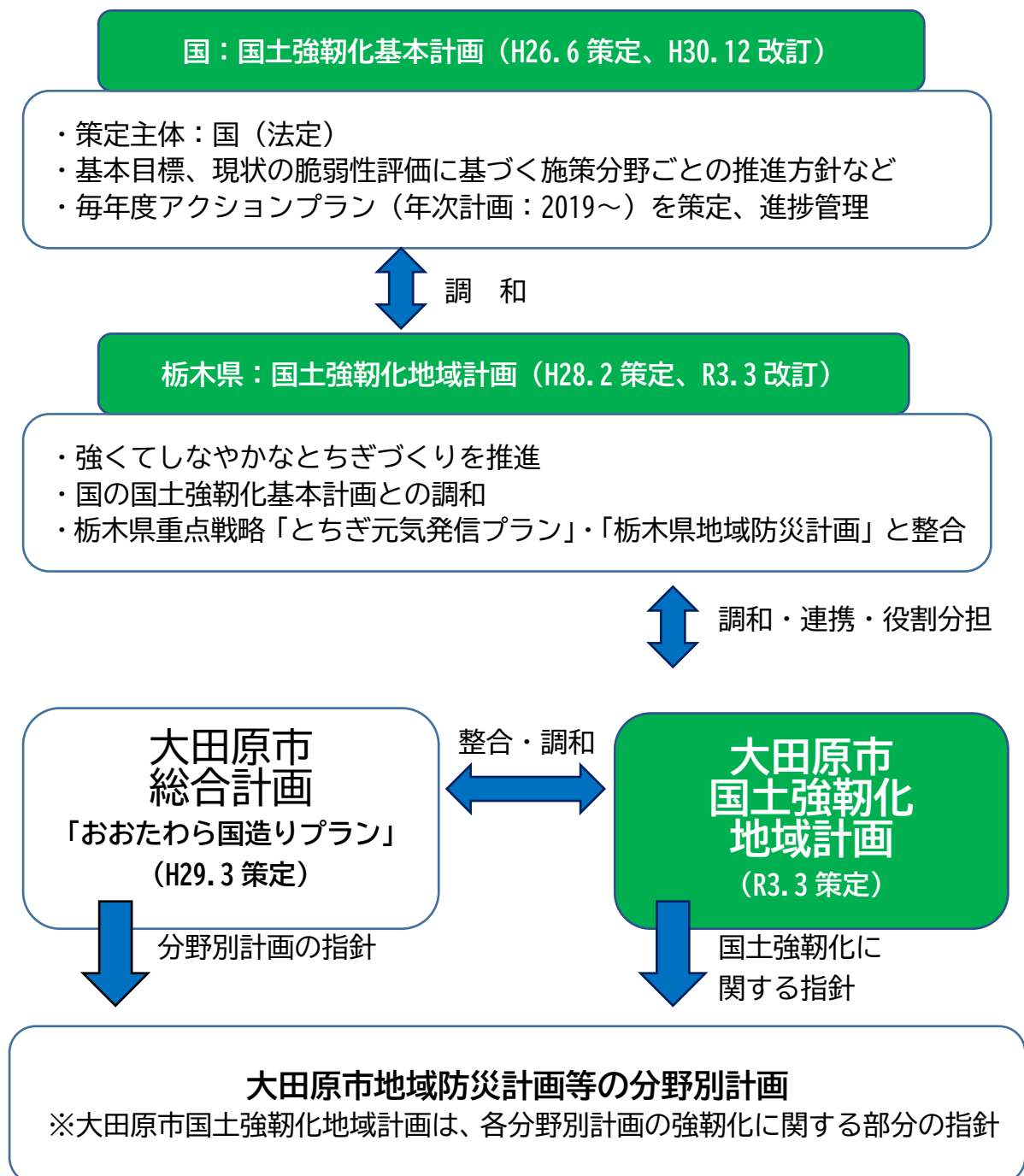
本市においても、那須水害、東日本大震災及び令和元年東日本台風（台風第19号）等から得た教訓を踏まえ、災害時に市民の生命・身体・財産及び生活を守るとともに、国、栃木県、関係機関と一体となり、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた「安全・安心」のまちづくりを推進するため、「大田原市国土強靱化地域計画」を策定します。

2 本計画の位置付け

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）第13条の規定に基づき、本市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

また、国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）及び栃木県国土強靭化地域計画（以下「県計画」という。）との調和を図るとともに、国土強靭化の観点から本市の他の計画等の指針とします。

◆ 大田原市国土強靭化地域計画と関連計画の位置付け



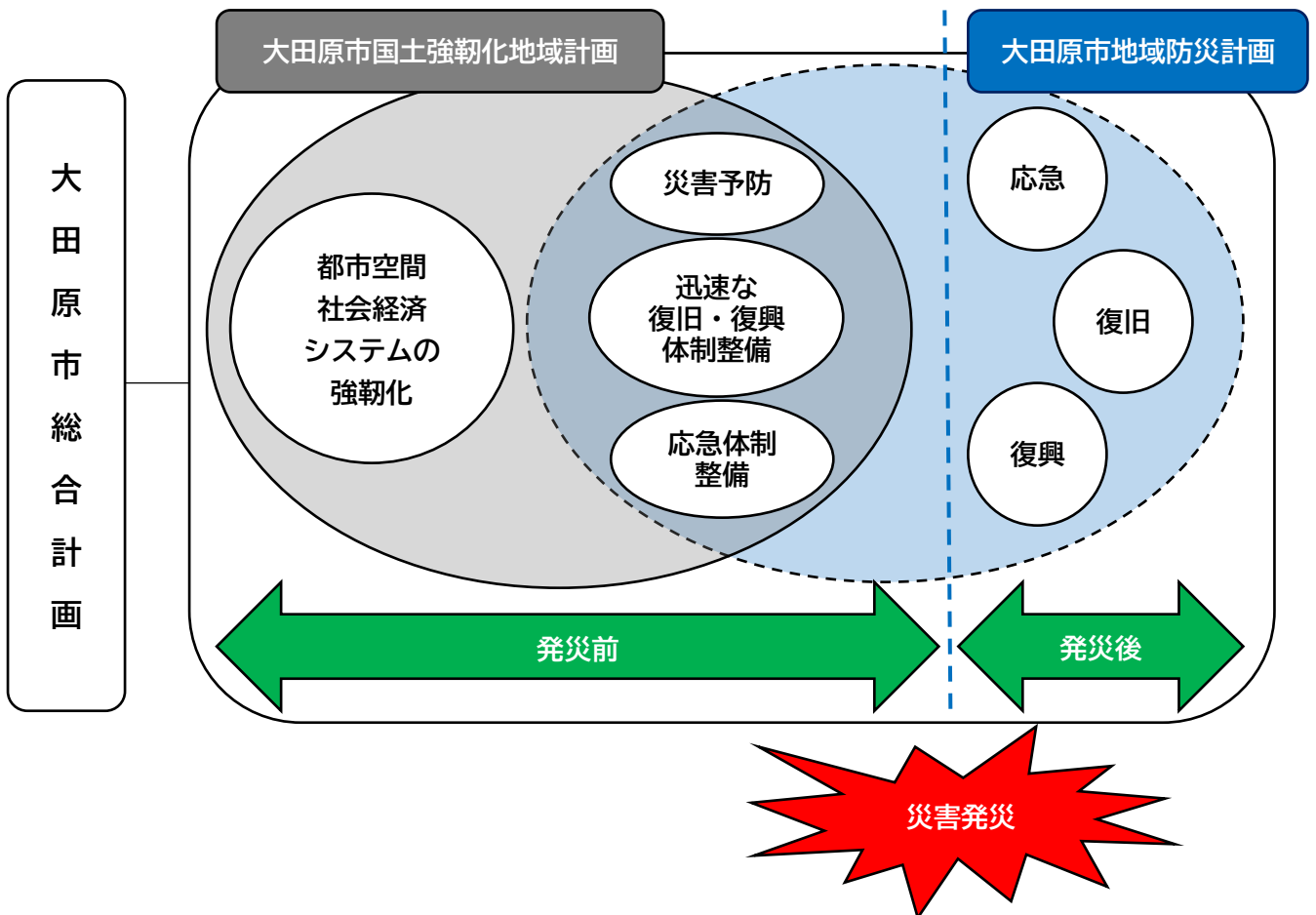
◆ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係性

大田原市地域防災計画（令和3年2月改訂版）は、「水害・台風、竜巻等風害対策編」、「震災対策編」、「火災災害対策編」及び「原子力災害対策編」からなり、予防、応急対策、復旧・復興について定めています。

一方、国土強靱化地域計画は、あらゆるリスクを想定し、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにすることにより、災害発災時において最悪の事態に陥らないよう、強靱な行政機能、地域社会及び地域経済を事前に作り上げていくものです。

| | 国土強靱化地域計画 | 地域防災計画 |
|----------|-------------------------|---------------|
| 検討アプローチ | 地域で想定できる自然災害全般 | 災害の種類ごと |
| 主な対象フェーズ | 発災前 | 発災前・発災時・発災後 |
| 施策の設定方法 | 脆弱性評価 リスクシナリオに合わせた施策 | 予防・応急・復旧・復興対策 |
| 施策の重点化 | ○ | — |

【国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係イメージ】



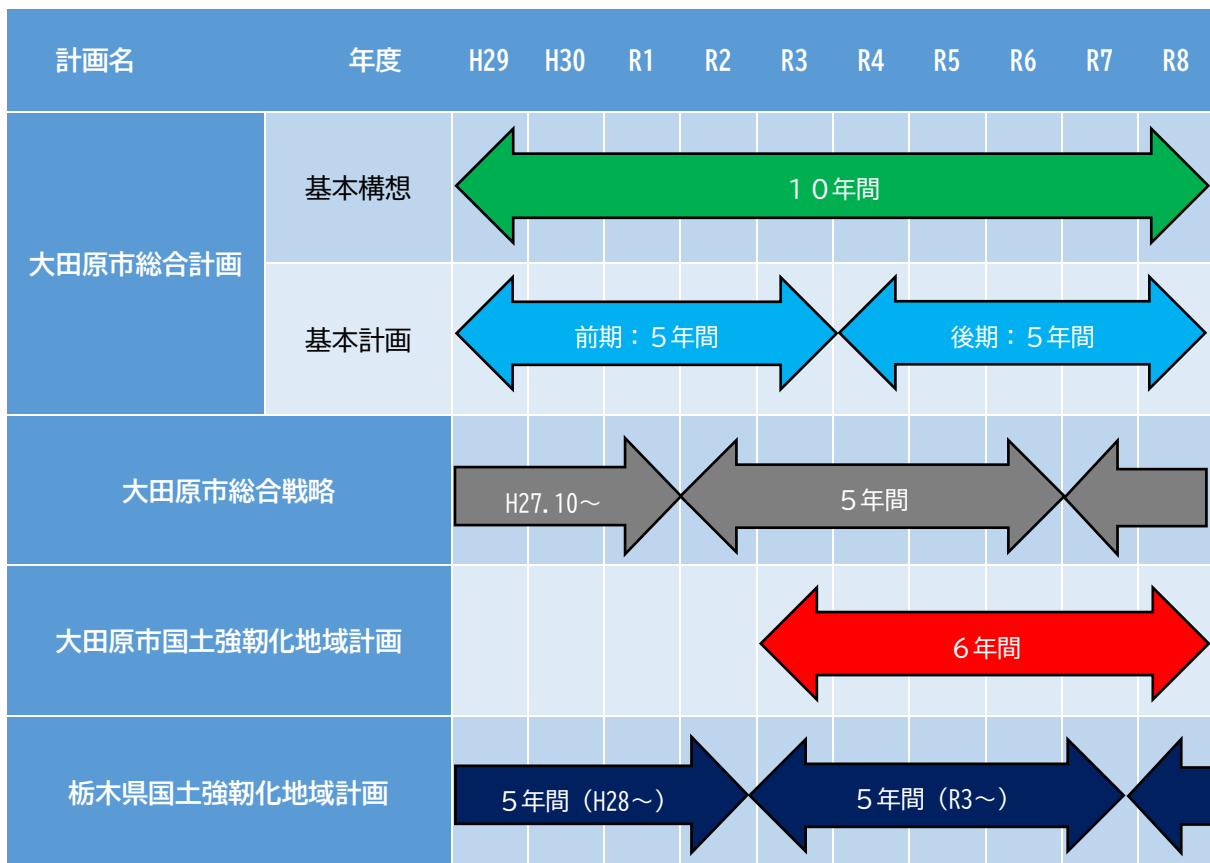
3 計画期間

本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。

◆ 各計画の計画期間との関係性

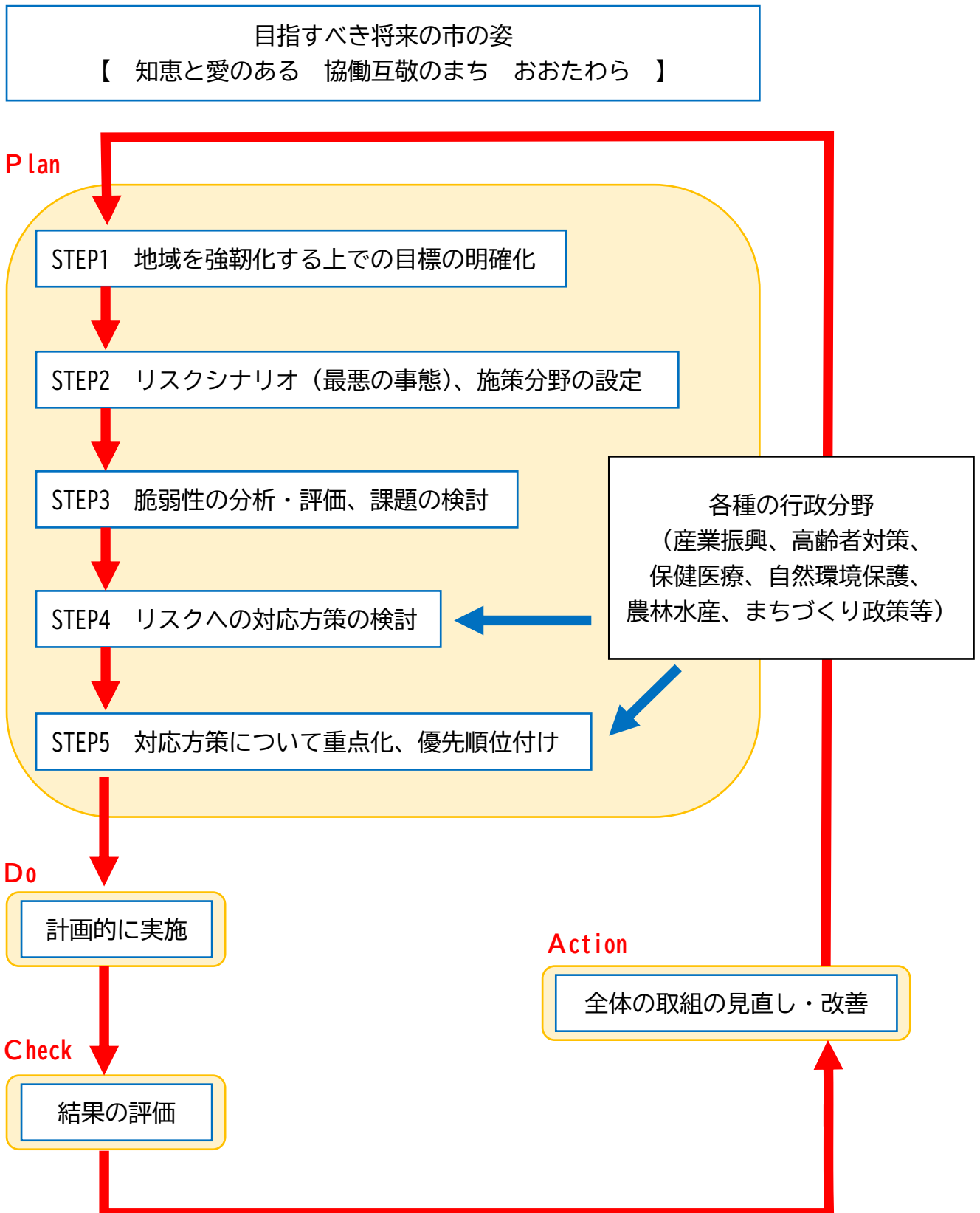
大田原市総合計画の基本構想及び後期基本計画の計画終期に合わせ、両計画との調和を図ります。また、県計画が平成28年度から令和2年度までの5年間の計画としており、次期計画の計画期間が令和3年度から令和7年度までの5年間となることから、県計画と本計画の調和を併せて図ります。



4 計画策定の基本的な進め方

国土強靱化は、P D C Aサイクルにより取組を推進します。大田原市国土強靱化地域計画は、次ページの図により市の強みや弱み等の地域特性を踏まえた「目指すべき将来の市の姿」を念頭に置き、災害によって頓挫しないよう強靱化の取組を進めます。

◆ 計画策定のPDCAサイクルイメージ図



第1章 計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

近年、世界的な気候変動の影響もあり、日本の各地で想定を超える局地的豪雨や大雪、大型台風、地震等の災害が発生し、今後も気象の急変に伴う局所的な自然災害の発生が懸念されます。

これらを踏まえ、災害に強いまちづくりに積極的に取り組むため、地域防災計画の見直しや、洪水ハザードマップの改訂、農業用ため池のハザードマップの作成、防災行政無線の再整備など、様々な対策を進めてきたところですが、今後は、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。

また、少子化・高齢化の進行による人口減少、それに伴う公共施設等の利用や需要の変化が予想され、さらに老朽化が顕著となる社会資本が増加していく状況下で、今後も施設の改修や更新、長寿命化を進めていく必要があります。

そこで、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、市民の生命・身体・財産を守り、市民の生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限にするため、「強さ」と「しなやかさ」を持った「安全・安心のまちづくり」を推進していきます。

2 基本目標

国の基本計画及び県計画を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 市民の生命の保護が最大限図られること2 市及び地域社会の重要な機能が維持されること3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化4 迅速な復旧・復興 |
|--|

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った「安全・安心のまちづくり」を推進していきます。

3 基本方針

国の基本計画及び県計画の基本方針を踏まえ、事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興、地域経済の発展等に影響する大規模自然災害等に備えるため、以下の基本方針に沿って強靱化を推進します。

(1) 基本姿勢

- ① 急速な人口減少や少子化・高齢化の進行、社会資本の老朽化など、本市を取り巻く課題や地域経済情勢を踏まえた施策を進めます。

- ② 女性、高齢者、子ども、障害者、要配慮者、外国人等に十分配慮して対策を講じます。
- ③ 自助、互助・共助及び公助を基本として、国、県、近隣自治体、関係機関、市民、民間事業者等と適切な連携と役割分担の下、施策に取り組みます。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 市内の防災拠点となる施設の整備や建築物等のハード対策と、自主防災組織の設立、活動支援や防災士の資格取得支援等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ② 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時にも市民の安全・安心や市の活性化策等にも資する対策となるよう努めます。

(3) 効果的な施策の推進

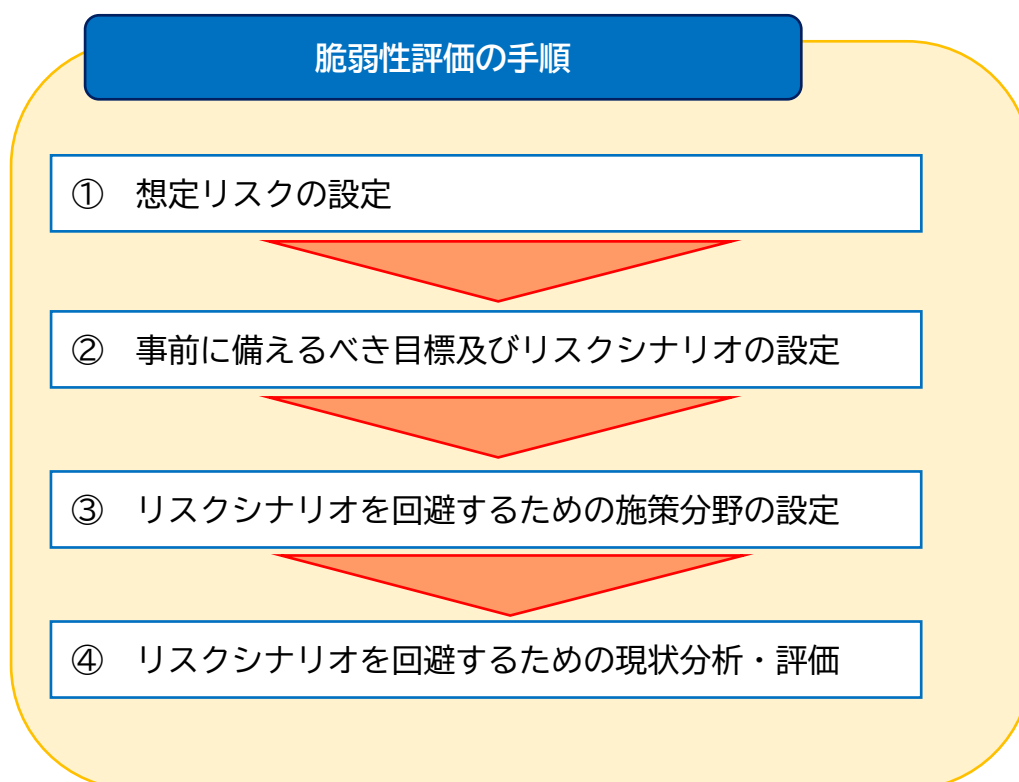
- ① 施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ります。
- ② 既存の社会資本の有効活用や施設の効率的かつ効果的な維持管理等により、費用を縮減しつつ施策を推進します。
- ③ 限られた財源を最大限に活用するため、民間事業者との連携を図ります。

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国の基本計画及び県計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、県計画を参考に以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。



2 想定するリスク

国の基本計画及び県計画では、「大規模自然災害全般」を想定するリスクとして設定しております。

市としては、市民生活や地域経済に影響を及ぼすリスクとして、今後も気象の急変に伴う局地的な自然災害の発生が懸念されること、また南海トラフ地震や首都直下型地震等が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること等を踏まえ、本計画においても大規模自然災害全般を想定するリスクとして設定します。

3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国の基本計画では、8つの事前に備えるべき目標と45のリスクシナリオを設定しており、また県計画では8つの事前に備えるべき目標と27のリスクシナリオを設定し、分析・評価を行っています。

市計画においては、県計画を参考としながら、本市の地理的環境等を踏まえ、4つの基本目標を達成するため、8つの事前に備えるべき目標と、その妨げとなるものとして、27のリスクシナリオを次のとおり設定します。

【 参 考 】

- 国基本計画では設定されているが、本計画では採用しないリスクシナリオ
 - ・ 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
 - ・ 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
 - ・ 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
 - ・ 海上・臨海部の広域複合災害の発生

など

事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

※黄色：優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ（第4章参照）

| 事前に備えるべき目標 | | No. | リスクシナリオ |
|------------|--|-----|--|
| 1 | 直接死を最大限防ぐこと | 1-1 | 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、住宅密集地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 |
| | | 1-5 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止 |
| | | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| | | 2-3 | 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-4 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 2-5 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱 |
| | | 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保すること | 3-1 | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による災害情報等の伝達不能 |
| 5 | 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞 |
| | | 5-2 | 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| | | 5-3 | 食料等の安定供給の停滞 |
| 6 | ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること | 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止 |
| | | 6-2 | 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 6-3 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全 |

| | | | |
|---|-----------------------------------|-----|---|
| 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと | 7-1 | ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 |
| | | 7-2 | 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃 |
| | | 7-3 | 農地・森林等の被害による荒廃 |
| 8 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-2 | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態 |
| | | 8-3 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| | | 8-4 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-5 | 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響 |

◆参考：国の基本計画における事前に備えるべき目標及びリスクシナリオと県及び市計画との関係

※黄色の網掛け：国の基本計画における15の重点化すべきプログラム、●印：県のリスクシナリオ、○印：市のリスクシナリオ

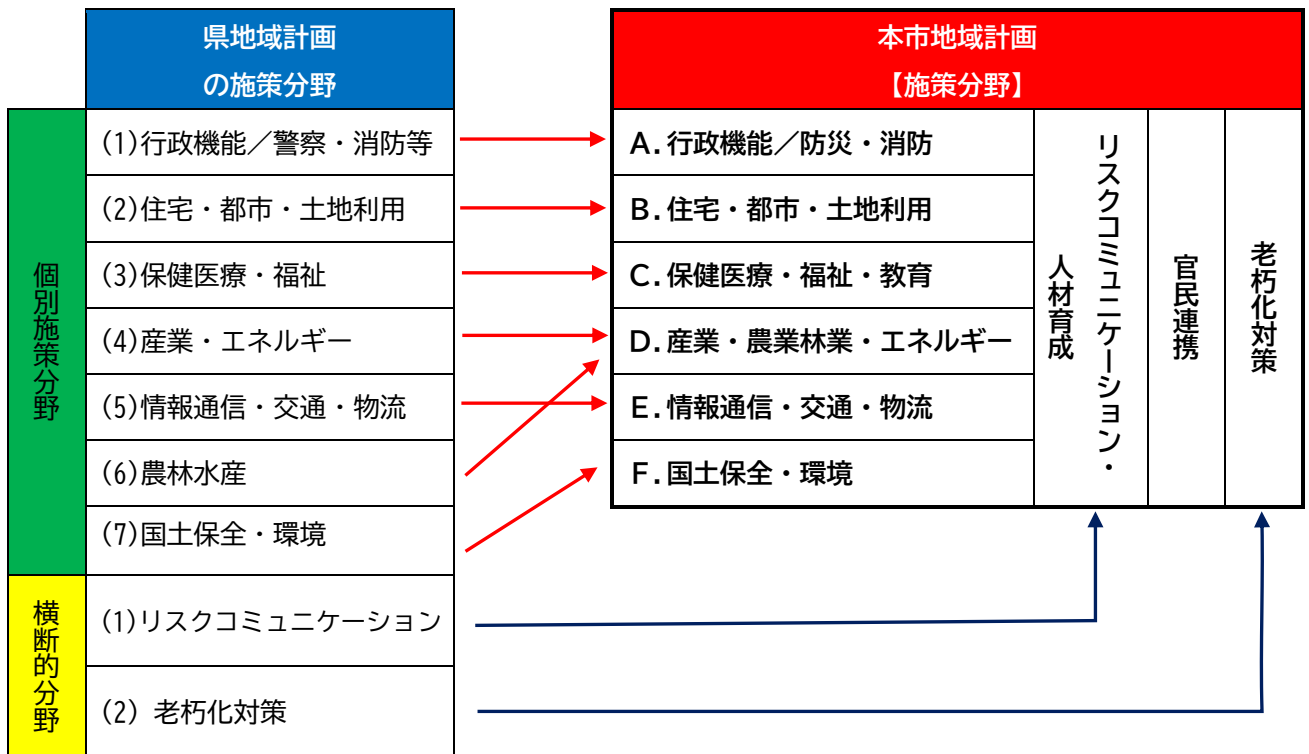
| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | 栃木県 | 大田原市 |
|--|---|---|-----|------|
| I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興 | 1 直接死を最大限防ぐ | 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 | ● | ○ |
| | | 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 | ● | ○ |
| | | 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 | | |
| | | 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 | ● | ○ |
| | | 1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 | ● | ○ |
| | | 1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 | ● | ○ |
| | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 | ● | ○ |
| | | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | ● | ○ |
| | | 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | ● | ○ |
| | | 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 | ● | ○ |
| | | 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | ● | ○ |
| | | 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | ● | ○ |
| | | 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 | ● | ○ |
| | 3 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 | ● | |
| | | 3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全 | | |
| | | 3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | ● | ○ |
| | 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 | ● | ○ |
| | | 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 | ● | ○ |
| | | 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 | ● | ○ |
| | 5 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 | ● | ○ |
| | | 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 | ● | ○ |
| | | 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 | ● | |
| | | 5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 | | |
| | | 5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 | ● | ○ |
| | | 5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響 | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|------------------------------------|--|---|---|
| <p>I. 人命の保護が最大限図られる</p> <p>II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される</p> <p>III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</p> <p>IV. 迅速な復旧復興</p> | | 5-7 | 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響 | ● | ○ | |
| | | 5-8 | 食料等の安定供給の停滞 | ● | ○ | |
| | | 5-9 | 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 | ● | | |
| | 6 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 | ● | ○ |
| | | | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止 | ● | ○ |
| | | | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | ● | ○ |
| | | | 6-4 | 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止 | ● | |
| | | | 6-5 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全 | ● | ○ |
| | 7 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 7-1 | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 | ● | ○ |
| | | | 7-2 | 海上・臨海部の広域複合災害の発生 | | |
| | | | 7-3 | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 | ● | ○ |
| | | | 7-4 | ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生 | ● | ○ |
| | | | 7-5 | 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃 | ● | ○ |
| | | | 7-6 | 農地・森林等の被害による国土の荒廃 | ● | ○ |
| | 8 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 | ● | ○ |
| | | | 8-2 | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 | ● | ○ |
| | | | 8-3 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 | ● | |
| | | | 8-4 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 | ● | ○ |
| | | | 8-5 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 | ● | ○ |
| | | | 8-6 | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響 | ● | ○ |

4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

国の基本計画及び県計画において設定された施策分野を参考にしながら、「ハード対策とソフト対策」の適切な組合せや、地域社会・経済の強靱化、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、本計画では、6の個別施策分野を設定しました。

◆ 県地域計画と本計画の施策分野



5 評価の実施手順

リスクシナリオを回避するための施策分野を整理し、次に個別施策分野ごとの課題を分析するとともに、この分析をもとに各施策の達成度や進捗を把握して、総合的に脆弱性を評価・分析しました。

ここで、各施策の課題分析に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定しました。また、達成度、進捗の把握に当たっては、各施策との関連性や客観性等に着目して、施策ごとに重要業績評価指標（KPI）をできる限り設定しました。

6 評価結果のポイント

評価結果は、【別紙1】のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりです。

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災等に資する国土強靱化対策については、既の実施されているものもありますが、進捗状況等の観点から、不十分な状況にあります。

本計画に掲げる基本目標を達成するためには、施策の重点化を図りつつ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ推進していく必要があります。

(2) 関係機関等との連携

国土強靱化に資する取組を推進していくためには、市だけではなく、国、県、近隣自治体、関係機関、市民、民間事業者等との連携や情報共有を強化する必要があります。

第3章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するため、必要な施策分野として第2章において設定した6の個別施策分野について、今後必要となる施策を検討し、以下のとおり推進方針を定めました。

なお、これらの推進方針は、それぞれの分野の間で、相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係部局が連携を図り、施策の実効性や効率性が確保できるよう、十分に配慮します。

2 個別施策分野の推進方針

A. 行政機能／防災・消防

I 防災拠点の確保

○主に対処するリスクシナリオ：1-1、2-3、3-1

大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対応を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において、重要な役割を担う防災拠点を関係機関と連携を図りながら計画的に整備します。

また、大規模災害発生時に市民等の避難所となる公共施設についても、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき計画的に維持管理を行います。

○対応方策の具体的な施策

- ・大田原市公共施設等総合管理計画の策定【市】
- ・公共施設の照明設備のLED化の推進【市】
- ・大規模災害時における学校教育・社会教育施設等の避難所としての整備【市】
(P25-26 参照)
- ・被災者支援システムの構築【市】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|-----------------|----------|----------|------|
| 大田原市公共施設等総合管理計画 | 策定 | 必要に応じ改訂 | 市 |

II 業務継続体制の整備・人材育成

○主に対処するリスクシナリオ：3-1、8-2

令和2年1月改訂の大田原市業務継続計画（大規模災害編）の実効性を高め、災害対応力の向上を図るとともに、市職員に対し、災害時の適切な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、市地域防災計画及び業務継続計画等に基づく防災教育を徹底します。

○対応方策の具体的な施策

- ・組織機構改革及び業務内容や施設整備の変更等に応じた計画の改訂【市】
- ・大田原市役所消防計画に基づく点検・訓練等の実施【市】
- ・市職員に対する防災教育の実施【市】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|------------|----------|----------|------|
| 大田原市業務継続計画 | 策定 | 必要に応じ改訂 | 市 |

| | | | |
|------------|----|---------|---|
| 大田原市地域防災計画 | 策定 | 必要に応じ改訂 | 市 |
| 大田原市水防計画 | 策定 | 必要に応じ改訂 | 市 |
| 大田原市役所消防計画 | 策定 | 必要に応じ改訂 | 市 |

Ⅲ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

○主に対応するリスクシナリオ：2-1、2-2、2-5、5-3

災害発生直後の被災市民、帰宅困難者等の生活を確保するため、必要となる物資の計画的な現物備蓄及び流通備蓄に取り組みます。

また、大規模災害発生時には、当面の間、事業所等において従業員等を留めておく必要があるため、飲料水、食料等の緊急物資の備蓄促進を図ります。

さらに、災害発生時に孤立する可能性のある地区への物資輸送や救助活動を行うために必要な、ヘリコプターの離着陸に適した土地及び避難場所の確保に取り組みます。

○対応方策の具体的な施策

- ・食料及び生活必需品の備蓄整備【市】
- ・医薬品、資機材等の計画的な備蓄の推進【市】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|-------------|----------|----------|------|
| 主食となる非常食の数量 | 32,150食 | 19,075食 | 市 |
| 飲料水 | 11,040ℓ | 19,075ℓ | 市 |
| ブルーシート | 2,573枚 | 3,000枚 | 市 |
| 非常用寝具の数量 | 3,803枚 | 3,815枚 | 市 |

Ⅳ 防災意識の高揚、防災教育の実施

○主に対応するリスクシナリオ：1-3、1-5、8-2

市民が自らの命は自ら守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、大田原市防災ハザードマップの普及・活用を促進するとともに、災害危険箇所の調査・巡回を実施するなど、警戒避難体制の整備を図ります。あわせて総合防災訓練を実施し、市民の防災意識の高揚を図ります。

また、防災士の育成や、災害ボランティア登録者の確保など、市民の防災知識の向上や防災教育の推進を図ります。

○対応方策の具体的な施策

- ・総合防災訓練の実施【市】
- ・市民に対する防災ハザードマップの普及促進【市】
- ・防災士養成講座の実施【市】
- ・災害防災ボランティア講座の実施【社協】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|--------------|----------|----------|------|
| 防災士の人数 | 227人 | 338人 | 市 |
| 災害ボランティア登録者数 | 56人 | 70人 | 社協 |

V 火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保

○主に対応するリスクシナリオ：1-1、2-3

大規模災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行える体制を整備するため、市、大田原消防署、消防団、自主防災組織等で密接な関係を構築し、あらゆる災害に対応していきます。

また、消防団員の確保や、消防組織の充実・強化、消防施設・装備等の計画的な整備・維持管理、広域的な応援受入態勢の整備を図ります。

○対応方策の具体的な施策

- ・消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化【市・大田原消防】
- ・消防詰所、消防ポンプ車及び小型ポンプ積載車両の設置更新【市・大田原消防】
- ・市・大田原消防署との連携体制の更なる強化【市・大田原消防】
- ・自主防災組織の設立支援【市】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|--|-------------|------------|------------|
| 消防団員の定足数（788人） （～R4 1,052人、R5～788人） | 88.9%（935人） | 100%（788人） | 市 大田原消防 |
| 消防詰所、消防ポンプ車及び小型 ポンプ積載車両の更新 | 順次更新 | 順次更新 | 市 大田原消防 |
| 自主防災組織の結成数 | 123自治会 | 166自治会 | 市 |

VI 広域応援体制の整備

○主に対処するリスクシナリオ：2-3、2-5、3-1、5-2、6-3

市内で発生した大規模災害時における長期的な避難所の確保、協力自治体や災害ボランティア等の支援者の宿泊場所の確保のため、多様な分野の企業・団体等との協定締結により、相互応援体制の強化を図ります。

また、帰宅困難者の受入態勢を整備するため、県や近隣自治体と連絡体制の強化に努めます。あわせて、代替輸送手段を確保するため、公共交通機関等の関係機関との連携強化を図ります。

○対応方策の具体的な施策

- ・広域防災体制の連携強化【県・市】
- ・大規模災害時における相互協力【県・市】
- ・災害時相互応援協定締結の推進【市・企業等】
- ・近隣自治体との広域応援体制の確立【市】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|-----------------|----------|----------|-------|
| 自治体間災害時相互応援協定数 | 15 | 16 | 市 |
| 民間団体等災害時相互応援協定数 | 16 | 18 | 市・企業等 |

B. 住宅・都市・土地利用

I 住宅、建築物等の耐震化

○主に対応するリスクシナリオ：1-1

災害に強いまちづくりを推進するため、大田原市建築物耐震改修促進計画に基づき、効果的な普及啓発を行うとともに、国・県の支援制度等を有効活用し、耐震化を促進します。

また、大田原市住生活基本計画、大田原市市営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の適切な整備・改善・維持管理を推進します。

○対応方策の具体的な施策

- ・大田原市建築物耐震改修促進計画の推進【市】
(木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修・建替事業及びブロック塀除去・建替事業の実施)
- ・市営住宅等の長寿命化の推進【市】
(公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業の推進)

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値 (R1年) | 目標値 (R8年) | 実施主体 |
|---------|-----------|-----------|------|
| 住宅の耐震化率 | 85.3% | 95.0% | 市 |

II 老朽空家等対策

○主に対応するリスクシナリオ：1-1、8-1

災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、大田原市空家等対策計画に基づき、管理不十分な空家等について、適切な管理の促進を図ります。

また、利用可能な空家を活用するため、空き家等情報バンクや改修補助金等の制度の活用を推進します。

○対応方策の具体的な施策

- ・管理不全空家等の所有者に対する助言・指導等【市】
- ・空き家等情報バンクの利用促進【市】
- ・空家等対策補助事業（改修費補助金、子育て世帯家賃補助金）【市】
(国の「空き家対策総合支援事業」の活用)

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値 (R1年) | 目標値 (R8年) | 実施主体 |
|------------------------|---------------------|-----------|------|
| 管理不全空家等の情報収集件数 (累計) | 288件 (2013~2019) | 575件 | 市 |

| | | | |
|----------------|----------------------|-------|---|
| 空家等の管理改善件数（累計） | 142 件 (2013～2019) | 200 件 | 市 |
|----------------|----------------------|-------|---|

Ⅲ 市街地整備

○主に対応するリスクシナリオ：1-1、5-2、6-3

災害に対する予防や発生時における応急対策、復旧・復興に資する都市施設の整備を国・県と連携し推進します。特に、道路は、避難や復旧における流通の要となることから、交通結節点となる野崎駅への接続を強化するなど、効率的かつ相互に補完した整備を推進します。

また、国土利用計画大田原市計画、大田原市土地利用調整基本計画、大田原市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、効果的なまちづくりを進めます。

○対応方策の具体的な施策

- ・都市計画道路3・4・7号野崎駅東口線の整備【市】
- ・都市計画道路3・3・3号野崎こ線橋通りの整備【県・市】
- ・橋梁等長寿命化修繕計画（2019-2028）に基づく維持管理【市】
- ・幹線市道の整備【市】
- ・一般市道の整備【市】
- ・市道の修繕【市】
- ・市道内環状南大通り線舗装修繕工事（R4～R6）総事業費 1.8 億円【市】
- ・市道加治屋矢板線舗装修繕工事（R5～R7）総事業費 1.8 億円【市】
- ・市道佐久山平山線舗装修繕工事（R5～R8）総事業費 2.0 億円【市】
- ・市道南金丸桧木沢線舗装修繕工事（R4～R5）総事業費 1.5 億円【市】
- ・バリアフリーの推進【市】
- ・通学路の整備【市】
- ・道路の無電柱化の推進【市】
- ・大田原市都市計画マスタープランに基づく都市施設等の整備の推進【市】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|--------------------|-----------|-----------|------|
| 道路改良済延長（990.45 km） | 729.16 km | 733.00 km | 市 |

Ⅳ 上下水道施設の耐震化及び計画的かつ効率的な管理

○主に対応するリスクシナリオ：2-1、2-6、6-2

災害時における飲料水供給の長期停止、公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、上下水道施設等の耐震化を推進します。

また、大田原市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設を計画的かつ効率的に管理します。

さらに、災害による浄化槽の機能停止は、市民の生活環境の保全及び公衆衛生上、回避しなければならないため、災害に強い合併浄化槽の設置を促進します。

○対応方策の具体的な施策

- ・基幹管路の更新事業【市】
- ・上石上配水池増設工事【市】
- ・大田原配水池改修工事【市】
- ・未整備地区汚水排水対策整備事業【市】
- ・浄化槽市町村整備推進事業の推進【市】
- ・合併処理浄化槽設置整備事業の推進【市】
- ・大田原市公共下水道ストックマネジメント計画に基づく維持管理【市】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|-------------------------------|----------|----------|------|
| 上水道基幹管路の耐震適合率 | 47.4% | 50.0% | 市 |
| 上石上配水池増設工事（R2～R3） | 未実施 | 工事完了 | 市 |
| 大田原配水池改修工事 | 未実施 | 工事完了 | 市 |
| 浄化槽市町村整備推進事業の合併浄化槽の設置件数（～R3） | 70基（／年） | 70基（／年） | 市 |
| 合併処理浄化槽設置整備事業の合併浄化槽の設置件数（～R3） | 15基（／年） | 15基（／年） | 市 |
| 大田原市公共下水道ストックマネジメント計画の策定 | 未策定 | 策定 | 市 |

V 地籍調査の推進

○主に対応するリスクシナリオ：8-4

第7次国土調査十箇年計画に基づき、被災後の迅速な復旧・復興に資する、現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を推進します。

○対応方策の具体的な施策

- ・地籍調査事業の推進【市・県森林組合連合会】
 実施地区：前田地区（0.72 km²）、花園地区（1.15 km²）、荻野目地区（1.76 km²）、
 加治屋地区（0.62 km²）、下石上地区（1.10 km²）、上石上地区（2.03 km²）、

須賀川地区 (5.81 km²)

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値 (R 1 年) | 目標値 (R 8 年) | 実施主体 |
|---------|-------------|-------------|----------|
| 地籍調査進捗率 | 23.22% | 26.83% | 市 県森連 |

C. 保健医療・福祉・教育

I 医療機関等におけるライフラインの確保

○主に対応するリスクシナリオ：2-4

医療機関及び関係機関と連携して、電気、水道、医療用ガス等の災害時における医療施設等への円滑な供給体制の確保に努めるとともに、医療関係団体との協力応援体制の強化を図ります。

また、避難が困難な入居者が生活する介護施設等についても同様にライフラインの確保と支援体制の強化を図ります。

○対応方策の具体的な施策

- ・電気、水道及び医療用ガスの供給に資する新たな災害協定の締結【市】
- ・医療機関及び関係機関との連携による災害発生時における医療施設等への電気、ガス等の円滑な供給体制の整備【市】
- ・介護施設等における防災改修等への支援【市】

II 避難行動要支援者対策

○主に対応するリスクシナリオ：1-5、8-2

災害発生時の避難行動に支援を必要とする避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備するため、各自治会長、民生委員、警察、消防、地域包括支援センター、社会福祉協議会、見守り隊、自主防災組織等との連携を図ります。

○対応方策の具体的な施策

- ・避難行動要支援者名簿システムの活用【市】
- ・避難行動要支援者個別計画作成の推進【市】
- ・安心生活見守り事業の推進【市】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|-----------------|----------|----------|------|
| 避難行動要支援者個別計画作成数 | 700人 | 1,000人 | 市 |

III 学校教育・社会教育施設等の整備

○主に対応するリスクシナリオ：1-1、3-1

大規模災害発生時には、市内小中学校等の学校教育施設、地区公民館、体育館等の

社会教育施設及び公園は、避難所等として重要な役割も果たすことから、十分な安全性の確保や機能強化が必要であるため、計画的に改修等を進めます。

また、児童生徒の学校環境や避難者の生活環境の保全に努めるため、市内小中学校等のトイレの改修や空調設備の改修も併せて実施します。

○対応方策の具体的な施策

- ・大田原中学校管理教室棟大規模改修事業【市】
- ・大田原中学校管理教室棟空調設置事業【市】
- ・薄葉小学校校舎長寿命化改良事業【市】
- ・湯津上地区統合小学校校舎改修事業【市】
- ・西原小学校校舎長寿命化改良事業【市】
- ・黒羽小学校屋内運動場改修事業【市】
- ・金田南中学校屋内運動場改築事業【市】
- ・野崎中学校屋内運動場改築事業【市】
- ・湯津上地区統合小学校屋内運動場改修事業【市】
- ・市野沢小学校校舎大規模改修事業【市】
- ・川西小学校校舎大規模改修事業【市】
- ・大田原体育館増改築事業【市】
- ・大田原武道館増改築事業【市】
- ・大田原弓道場増改築事業【市】
- ・ふれあいの丘青少年研修センター改修事業【市】
- ・大田原市総合文化会館改修事業【市】
- ・各地区公民館増改築事業【市】
- ・各小中学校トイレ改修事業【市】
- ・各小中学校屋外トイレ改修事業【市】
- ・各小中学校屋内運動場照明改修事業【市】
- ・各小中学校特別教室空調設備整備事業【市】
- ・各小中学校屋内運動場空調設備整備事業【市】
- ・各小中学校屋外教育環境施設（グラウンド雨水排水等）整備事業【市】
- ・中央多目的公園等改修事業【市】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|-------------------|----------|----------|------|
| 小中学校トイレ（27校）の洋式化率 | 53% | 60% | 市 |
| 市内屋内運動場の老朽化対策工事 | 1施設予定 | 1施設工事完了 | 市 |
| 小中学校屋内運動場空調設備整備工事 | 2校整備予定 | 2校整備完了 | 市 |

IV 文化財保護等

○主に対処するリスクシナリオ：8-3

災害発生時に貴重な文化財の焼失及び倒壊等による被害を防ぐため、大田原市文化財保存活用地域計画に基づき、適正な維持管理の推進を図ります。

○対応方策の具体的な施策

- ・大田原市文化財保存活用地域計画に基づく維持管理【市・所有者】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|-------------------------------|----------|----------|------|
| 大田原市文化財保存活用地域計画 | 策定中 | 必要に応じ改訂 | 市 |
| 重要文化財那須神社本殿・楼門保存活用計画策定事業 | 未策定 | 策定 | 那須神社 |
| 那須神社保存修理事業（R4～R7） | 未実施 | 事業完了 | 那須神社 |
| 名勝おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）保存活用計画 | 策定中 | 必要に応じ改訂 | 市 |

D. 産業・農業林業・エネルギー

I 工業・企業誘致、人材の確保

○主に対応するリスクシナリオ：5-1、8-2、8-5

首都機能に甚大な被害が生じる災害が発生した場合における事業継続に資するよう、首都圏等に立地する企業の工場や事業所、本社機能の移転を促進します。

また、事業者等における自主的な防災対策を促すため、平常時から災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促進します。

さらに、復旧・復興を支える人材を確保するため、特に将来的な担い手不足が懸念される建設業労働者等の育成に取り組みます。

○対応方策の具体的な施策

- ・市内への企業誘致、既存事業所の拡張支援【県・市】
- ・事業継続計画（BCP）策定の促進【企業】

II 農地・農業水利施設等の適切な保全管理

○主に対応するリスクシナリオ：5-2、5-3、7-1、7-3

災害の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、農地・農業水利施設等（揚水機場等）の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成など、管理体制の充実・強化を図ります。

また、田園地域は総合的な治水対策のひとつとして機能するため、国・県と協力し、農業基盤整備事業の更なる促進を図るとともに、大規模経営体への農地集積・集約化を促進します。

さらに、農業の有する多面的機能を十分に発揮するため、地域の共同による農地・農業水利施設等の保全活動や、田んぼダムの取組を推進します。

被災後についても、迅速な農業生産復旧のため、代替輸送路も考慮した農道の整備を進めます。

○対応方策の具体的な施策

- ・荒井町島地区圃場整備事業（61ha、H29～R6）【県・市】
- ・下深田地区圃場整備事業（31ha、H30～R5）【県・市】
- ・中田原地区圃場整備事業（35ha、R1～R6）【県・市】
- ・練貫地区圃場整備事業（90ha、R4～R11）【県・市】
- ・大田原南地区（倉骨）圃場整備事業（60ha、R4～R13）【県・市】
- ・親園鴨内川地区圃場整備事業（90ha、R5～R11）【県・市】
- ・担い手への農地集積の促進【市】
- ・多面的機能支払交付金事業の推進【市】
- ・中山間地域等直接支払交付金事業の推進【市】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|---------------------------------------|----------|----------|------|
| 荒井町島地区圃場整備事業進捗率 | 60.9% | 100% | 県・市 |
| 下深田地区圃場整備事業進捗率 | 45.2% | 100% | 県・市 |
| 中田原地区圃場整備事業進捗率 | 3.4% | 100% | 県・市 |
| 練貫地区圃場整備事業進捗率 | 0.0% | 20% | 県・市 |
| 大田原南地区圃場整備事業進捗率 | 0.0% | 10% | 県・市 |
| 親園鴨内川地区圃場整備事業進捗率 | 0.0% | 10% | 県・市 |
| 担い手への農地集積面積 | 7,722ha | 8,800ha | 市 |
| 多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の農用地カバー率 | 53.95% | 60.0% | 市 |

Ⅲ 森林の適切な整備・保全

○主に対応するリスクシナリオ：7-3

森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、林道整備、森林整備、森林ボランティア等による保全活動を推進します。

○対応方策の具体的な施策

- ・森林環境譲与税による森林整備【市】
- ・林道塩の草須佐木線の整備（H27～R3）【市】
- ・大田原市森林整備計画の「基幹路網の整備計画」に掲載されている林道の整備【市・県・森林組合】
- ・森林・山村多面的機能発揮対策事業の推進【市・とちぎ環境みどり推進機構】
- ・とちぎの元気な森づくり市町村交付金事業の推進【市】
（森づくり活動支援事業、里山林管理事業、里山林整備事業）

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|------------------|----------|----------|------|
| 森林環境譲与税による整備対象森林 | 0ha | 250ha | 市 |

| | | | |
|--------------------------------|------------------|------------------|----------------|
| 林道塩の草須佐木線の整備済延長 | 1,647.2m | 2,038m (工事完了) | 市 |
| 森林・山村多面的機能発揮対策事業の活動団体数・対象面積 | 1団体・18ha | 1団体・18ha | 市・とちぎ環境みどり推進機構 |
| とちぎの元気な森づくり市町村交付金事業の活動箇所数・対象面積 | 17箇所 253.78ha | 18箇所 275ha | 市 |

IV エネルギーの安定供給、ライフラインの災害対応力強化

○主に対応するリスクシナリオ：4-1、6-1

大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、災害発生時に避難所となる市施設に太陽光発電システム等を計画的に設置し、エネルギーの安定供給や避難所の生活環境の保全を図ります。

また、ライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら、災害対応力を強化します。

○対応方策の具体的な施策

- ・電気、水道などのライフライン関係機関と連携した災害対策上重要な設備の耐震化【市】
- ・道路の無電柱化の推進【市・企業】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|-----------------------|----------|----------|------|
| 上水道基幹管路の耐震適合率【再掲】 | 47.4% | 50.0% | 市 |
| 上石上配水池増設工事（R2～R3）【再掲】 | 未実施 | 工事完了 | 市 |
| 大田原配水池改修工事【再掲】 | 未実施 | 工事完了 | 市 |

E. 情報通信・交通・物流

I 市民への情報伝達

○主に対応するリスクシナリオ：1-5、4-1

市民への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、地域の実情や地震・豪雨などの災害に応じた多様な手段を確立し、効果的な災害情報の伝達を図ります。

○対応方策の具体的な施策

- ・防災行政無線の整備【市】
- ・よいちメールへの登録促進【市】
- ・市ホームページでの河川監視カメラ映像の配信【市】
- ・市ホームページ、SNS等を活用した時代に即した災害情報の提供【市】
- ・災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用【県・市】
- ・市内事業者（企業等）との災害情報等の伝達に関するネットワーク構築【市・企業】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|------------|----------|----------|------|
| 防災行政無線の整備 | 整備中 | 整備完了 | 市 |
| よいちメール登録者数 | 7,357人 | 15,000人 | 市 |

II 電源の確保

○主に対応するリスクシナリオ：4-1

発災後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報共有等を図るため、安定した電源確保に資する取組を推進します。

また、災害発生時に避難所となる小中学校についても、非常用電源設備の整備推進を図り、避難所の生活環境保全に努めます。

○対応方策の具体的な施策

- ・通信事業者、放送事業者等の関係機関が設置している発電機の老朽化対策の促進【市】
- ・市庁舎及び避難所における非常用電源設備の整備推進【市】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|--------------------|----------|----------|------|
| 自治体間災害時相互応援協定数【再掲】 | 15 | 16 | 市 |

| | | | |
|-------------------------|----|----|-------|
| 民間団体等災害時相互応援協定数 【再掲】 | 16 | 18 | 市・企業等 |
|-------------------------|----|----|-------|

Ⅲ 道路の防災・減災対策及び耐震化

○主に対応するリスクシナリオ：2-1、5-2

災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークやライフラインを確保するため、国・県と連携し、道路の防災・減災対策及び耐震化を推進します。

○対応方策の具体的な施策 【再掲】

- ・都市計画道路3・4・7号野崎駅東口線の整備【市】
- ・都市計画道路3・3・3号野崎こ線橋通りの整備【県・市】
- ・橋梁等長寿命化修繕計画（2019-2028）に基づく維持管理【市】
- ・幹線市道の整備【市】
- ・一般市道の整備【市】
- ・市道の修繕【市】
- ・バリアフリーの推進【市】
- ・通学路の整備【市】
- ・道路の無電柱化の推進【市】
- ・大田原市都市計画マスタープランに基づく都市施設等の整備推進【市】

○対応方策の指標 【再掲】

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|----------------------------|-----------|-----------|------|
| 道路改良済延長（990.45 km） 【再掲】 | 729.16 km | 733.00 km | 市 |

Ⅳ 緊急輸送体制の整備

○主に対応するリスクシナリオ：2-1、2-4、5-2、8-2

災害時発生時において、被災地域への救援物資等を迅速かつ確実に輸送するため、国、県、近隣自治体及び関係機関と連携しながら、緊急輸送体制及び緊急輸送路等を整備します。

また、緊急車両、緊急輸送車両の通行ルートを迅速に確保するため、民間事業者等との協定締結や関係機関における資機材等の備蓄促進、関係機関との情報共有体制の整備を図り、道路啓開体制、道路施設の応急復旧体制の整備を強化します。

○対応方策の具体的な施策

- ・都市計画道路3・4・7号野崎駅東口線の整備【市】

- ・都市計画道路3・3・3号野崎こ線橋通りの整備【県・市】
- ・橋梁等長寿命化修繕計画（2019-2028）に基づく維持管理【市】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|---------------------------|----------|----------|------|
| 都市計画道路3・4・7号野崎駅東口線整備の進捗率 | 10% | 20% | 市 |
| 都市計画道路3・3・3号野崎こ線橋通り整備の進捗率 | 20% | 50% | 県・市 |

F. 国土保全・環境

I 河川改修等の治水対策、土砂災害防止施設の整備

○主に対応するリスクシナリオ：1-2、1-3、1-4、7-1

近年は、局地的な豪雨が頻発していることから、河川の越水や破堤、さらにはバックウォーター等の治水対策として、河川の河道掘削、樹木の伐採及び無堤地域への築堤事業等の促進を図るなど、堤防の強化を国・県に対し積極的に働きかけます。

また、橋梁等長寿命化修繕計画（2019-2028）に沿った維持管理を推進します。

さらに、黒羽地区を中心とした災害危険箇所における土砂災害の発生を防ぐため、国・県に対し、土砂災害防止施設の整備促進を継続して働きかけます。

○対応方策の具体的な施策

- ・蛇尾川・熊川・箒川の堆積土撤去、築堤工事等の促進に関する要望【市】
- ・赤瀬地区蛇尾川左岸の河川改修【県・市】
- ・橋梁等長寿命化修繕計画（2019-2028）に基づく維持管理【市】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|---------------------------------------|----------|---------------|------|
| 橋梁等長寿命化修繕計画（2019-2028）に基づく維持管理工事（26橋） | 5橋工事完了 | 26橋工事完了 | 市 |
| 橋梁等長寿命化修繕計画（2019-2028） | 策定完了 | 定期点検の結果に応じ見直し | 市 |

II 有害物質等の拡散・流出対策、災害廃棄物処理体制の整備

○主に対応するリスクシナリオ：7-2、8-1

災害発生に伴う事業所の倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、関係機関と連携してまいります。

また、大規模災害発生時には、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物が大量に発生することが想定されるため、それらを円滑に処理できるよう、大田原市災害廃棄物処理計画を策定し、併せて相互応援協定の締結推進による体制整備を行います。

○対応方策の具体的な施策

- ・環境保全協定の遵守【市】
- ・大田原市災害廃棄物処理計画の策定【市】
- ・災害時相互応援協定締結の推進【市】

○対応方策の指標

| 指標 | 現状値（R1年） | 目標値（R8年） | 実施主体 |
|--------------------|----------|----------|------|
| 大田原市災害廃棄物処理計画の策定 | 未策定 | 策定 | 市 |
| 自治体間災害時相互応援協定数【再掲】 | 15 | 16 | 市 |

◆ 各分野へ再編した横断的視点（A～F）

| | |
|-------------------|--|
| リスクコミュニケーション・人材育成 | <p>各施策分野において、自助、互助・共助及び公助の理念に基づき、行政、市民、民間事業所等すべての関係者が参加した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。</p> <p>また、様々な防災・減災対策への取組強化を図るため、防災に必要不可欠な人材を育成・確保する。</p> |
| 官民連携 | <p>企業、事業所等に「共助」の精神に基づき災害時に果たす社会的役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業継続、地域への貢献や地域との共生）を十分認知してもらい、災害発災時において被害を最小限に食い止める。また、市は企業、事業所等に防災意識の高揚及び防災知識の啓発を図り、企業の防災力の向上を図る。</p> |
| 老朽化対策 | <p>人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないよう、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、各施策分野に掲げるハード整備を着実に実施する。</p> |

第4章 計画の推進及び進捗管理

1 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた「安全・安心のまちづくり」を推進するためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

本計画では、第2章で設定したリスクシナリオ単位で施策の重点化を図ることとし、「人命の保護」を最優先として、起きてはならない事態が回避されなかった場合の影響の大きさ等の観点から、以下の14のリスクシナリオを回避するための施策について、最優先的に取り組むこととします。

優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ

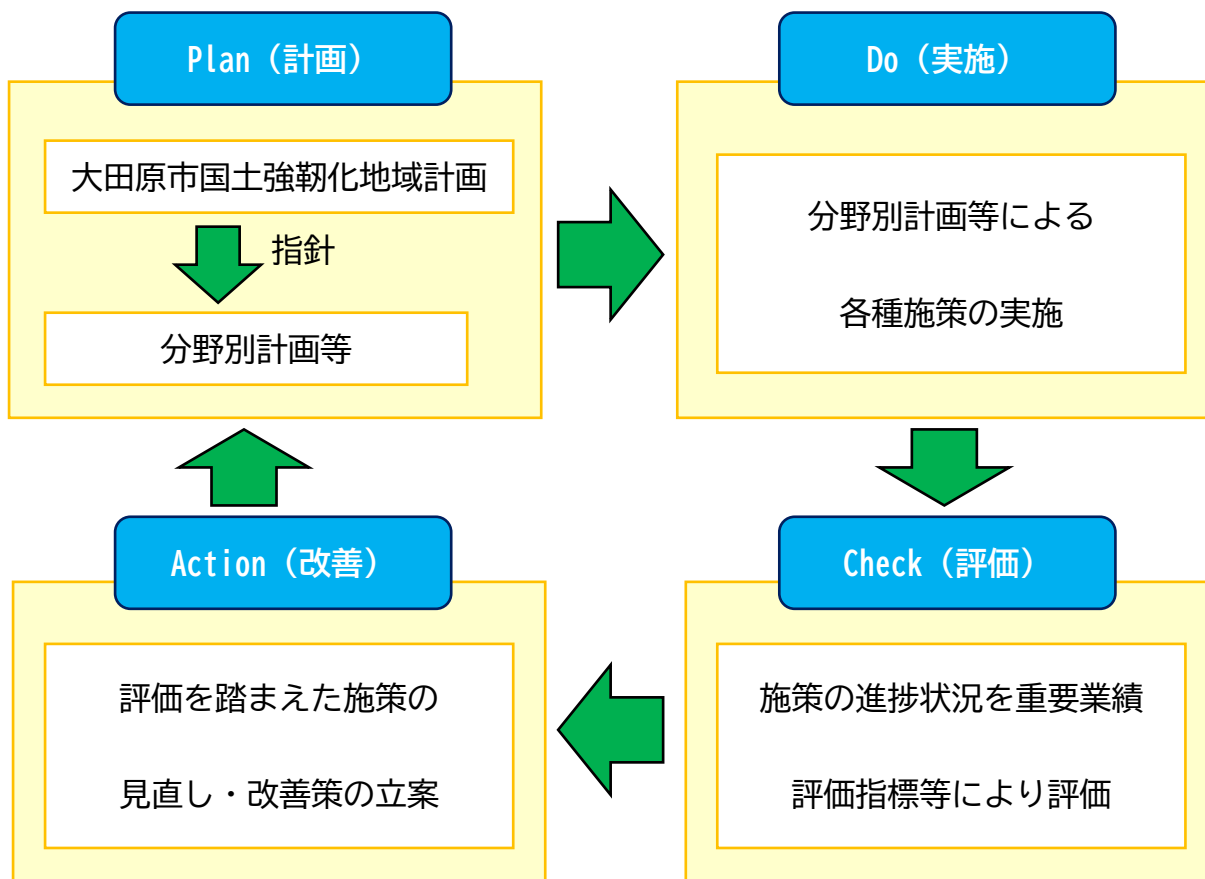
| 事前に備えるべき目標 | No. | リスクシナリオ |
|--|-----|--|
| 1 直接死を最大限防ぐこと | 1-1 | 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、住宅密集地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生 |
| | 1-2 | 河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | 1-3 | 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | 1-4 | 暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 |
| | 1-5 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止 |
| | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| | 2-5 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱 |
| | 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保すること | 3-1 | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による災害情報等の伝達不能 |

| | | |
|--------|------------------|---|
| 個別施策分野 | D. 産業・農業林業・エネルギー | II 農地・農業水利施設等の適切な保全管理【5-2】 IV エネルギーの安定供給、ライフラインの災害対応力強化【4-1】 |
| | E. 情報通信・交通・物流 | I 市民への情報伝達【1-5、4-1】 II 電源の確保【4-1】 III 道路の防災・減災対策及び耐震化【2-1、5-2】 IV 緊急輸送体制の整備【2-1、5-2】 |
| | F. 国土保全・環境 | I 河川改修等の治水対策、土砂災害防止施設の整備【1-2、1-3、1-4】 |

2 各種施策の推進及び進捗管理

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本市の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行います。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、P D C A サイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、「強さ」と「しなやかさ」を持った「安全・安心のまちづくり」を進めてまいります。



【別紙1】

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1

住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、住宅密集地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生

【防災拠点機能の確保】

- ・大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点については、耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置等、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく必要がある。

【社会資本等の老朽化対策】

- ・公共施設等は、災害時の本部機能、さらに市民等の避難所等となっているため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等に基づき、適切な建物等の維持管理を実施し、災害時の組織機能の低下や市民等の混乱を避ける対策を行う必要がある。
- ・高度経済成長期以降に集中的に社会資本等（建物・道路・上下水道・橋梁等）を整備したが、これらの耐用年数が経過し、一斉に更新時期を迎えることとなるため、維持更新費用の削減策とともに、各計画に則り維持管理を行う必要がある。

【地域防災力の向上】

- ・「共助」の役割が高まる中、災害発生時に対応できる体制を整えるため、防災士の育成や自主防災組織の結成を進める必要がある。また、市民の防災教育を推進し、実践力の向上を図るとともに、消防団の充実・強化及び活性化を図ることで、地域防災力の向上に努める必要がある。
- ・消防団員の成り手不足・高齢化、また消防活動の知識及び技術の伝承不足により、消防力の低下に繋がる可能性があるため、消防団員の確保を図るとともに、効果的かつ効率的な防災知識・技術の習得及び地域防災力の向上を図る必要がある。あわせて、市、大田原消防署、自主防災組織等との連携を強化する必要がある。

【火災予防に関する啓発活動、地域の消防力強化】

- ・大規模な災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保や、消防組織の充実・強化、消防施設・装備等の計画的な整備・維持管理、広域的な応援受入態勢の整備を図る必要がある。

【住宅の耐震化】

- ・住宅の耐震化については、災害に強いまちづくりを推進するため、建築基準法の耐震基準改正以前の本造住宅に係る耐震診断、耐震改修、耐震建替え等の普及啓発を行うとともに、大田原市建築物耐震改修促進計画に基づく施策を推進し、耐震化を促進する必要がある。

【非構造部材の耐震化】

- ・東日本大震災等の発生時に被害が顕著であった天井、ブロック塀等の非構造部材について、倒壊による被害の軽減を図り、市民の安全を確保するため、大田原市建築物耐震改修促進計画に基づく施策を推進する必要がある。

【老朽空家等対策】

- ・今後、空家等の増加が見込まれる中で、災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、大田原市空家等対策計画に基づき、管理不十分な空家等について、適切な管理の促進を図る必要がある。

【市街地整備】

- ・災害に対する予防や発生時における応急対策、復旧復興に資する都市施設の整備を国・県と連携し、推進する必要がある。
- ・区画整理未実施地区等においては、老朽木造住宅や緊急車両が通行できない狭い道路等があり、建物倒壊や火災の延焼等による避難活動への支障が懸念されるため、避難路、物資輸送路等を計画的に整備する必要がある。

【避難行動要支援者対策】

- ・災害発生時の避難行動に支援を必要とする避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備する必要がある。
- ・避難行動要支援者名簿の整備や制度の周知及びネットワークの構築を図り、災害時に迅速に対応できるよう、情報を整備・管理する必要がある。

【市民等への災害情報の伝達】

- ・市民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、よいちメール、広報車両、緊急速報メール、市ホームページ等の活用を推進する必要がある。
- ・市内事業者（企業等）への適切な災害情報の提供及び情報伝達に関する双方のネットワークを構築する必要がある。

リスクシナリオ 1-2

河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【防災意識の高揚、防災教育の実施】

- ・市民が自らの命は自ら守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、大田原市防災ハザードマップの普及・活用等、さらには総合防災訓練の実施により、市民の防災意識の高揚を図る必要がある。
- ・児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、社会福祉施設、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。

【地域防災力の向上】（再掲）

- ・「共助」の役割が高まる中、災害発生時に対応できる体制を整えるため、防災士の育成や自主防災組織の結成を進める必要がある。また、市民の防災教育を推進し、実践力の向上を図るとともに、消防団の充実・強化及び活性化を図ることで、地域防災力の向上に努める必要がある。
- ・消防団員の成り手不足・高齢化、また消防活動の知識及び技術の伝承不足により、消防力の低下に繋がる可能性があるため、消防団員の確保を図るとともに、効果的かつ効率的な防災知識・技術の習得及び地域防災力の向上を図る必要がある。あわせて、市、大田原消防署、自主防災組織等との連携を強化する必要がある。

【市街地整備】（再掲）

- ・災害に対する予防や発生時における応急対策、復旧復興に資する都市施設の整備を国・県と連携し、推進する必要がある。
- ・区画整理未実施地区等においては、老朽木造住宅や緊急車両が通行できない狭い道路等があり、建物倒壊や火災の延焼等による避難活動への支障が懸念されるため、避難路、物資輸送路等を計画的に整備する必要がある。

【避難行動要支援者対策】（再掲）

- ・災害発生時の避難行動に支援を必要とする避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備する必要がある。
- ・避難行動要支援者名簿の整備や制度の周知及びネットワークの構築を図り、災害時に迅速に対応できるよう、情報を整備・管理する必要がある。

【道路の防災・減災対策】

- ・災害時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の冠水対策を推進するとともに、橋梁の長寿命化対策など災害に強い施設整備を推進する必要がある。

【河川改修等の治水対策】

- ・近年は、局地的な豪雨が頻発していることから、河川の越水や破堤、さらにはバックウォーター等の治水対策として、国・県に対し、河川の河道掘削、樹木の伐採及び無堤地域への築堤事業等の促進を図るなど、堤防の強化について積極的に働きかける必要がある。

【河川管理施設の長寿命化】

- ・橋梁等長寿命化修繕計画（2019-2028）に沿った橋梁等の維持管理を推進する必要がある。また、定期的な点検を行い、結果に応じ計画を見直す必要がある。

リスクシナリオ 1-3

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【防災意識の高揚、防災教育の実施】（再掲）

- ・市民が自らの命は自ら守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、大田原市防災ハザードマップの普及・活用等、さらには総合防災訓練の実施により、市民の防災意識の高揚を図る必要がある。
- ・児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、社会福祉施設、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。

【警戒避難体制の整備】

- ・県等の関係機関と連携して、災害危険箇所の調査や巡回を実施するなど、警戒避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内の市民に対し、防災意識の高揚に向けた周知啓発を行う必要がある。

【地域防災力の向上】（再掲）

- ・「共助」の役割が高まる中、災害発生時に対応できる体制を整えるため、防災士の育成や自主防災組織の結成を進める必要がある。また、市民の防災教育を推進し、実践力の向上を図るとともに、消防団の充実・強化及び活性化を図ることで、地域防災力の向上に努める必要がある。

- ・消防団員の成り手不足・高齢化、また消防活動の知識及び技術の伝承不足により、消防力の低下に繋がる可能性があるため、消防団員の確保を図るとともに、効果的かつ効率的な防災知識・技術の習得及び地域防災力の向上を図る必要がある。あわせて、市、大田原消防署、自主防災組織等との連携を強化する必要がある。

【避難行動要支援者対策】（再掲）

- ・災害発生時の避難行動に支援を必要とする避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備する必要がある。
- ・避難行動要支援者名簿の整備や制度の周知及びネットワークの構築を図り、災害時に迅速に対応できるよう、情報を整備・管理する必要がある。

【森林の適切な整備・保全】

- ・森林が有する水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成、土砂災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、国や県の制度を活用し、市内の森林の整備や森林ボランティア、活動団体等による保全活動等を促進する必要がある。

【市民等への災害情報の伝達】（再掲）

- ・市民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、よいちメール、広報車両、緊急速報メール、市ホームページ等の活用を推進する必要がある。
- ・市内事業者（企業等）への適切な災害情報の提供及び情報伝達に関する双方のネットワークを構築する必要がある。

【土砂災害防止施設の整備】

- ・本市には、黒羽地区を中心に山地災害危険地区が341箇所、土砂災害警戒区域が343箇所確認されている。特に、集落、道路、避難所周辺等については、国・県に対し土砂災害対策事業等の適切なハード対策の促進を求める必要がある。

リスクシナリオ 1-4

暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【防災意識の高揚、防災教育の実施】（再掲）

- ・市民が自らの命は自ら守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、大田原市防災ハザードマップの普及・活用等、さらには総合防災訓練の実施により、市民の防災意識の高揚を図る必要がある。

- ・児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、社会福祉施設、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。

【地域防災力の向上】（再掲）

- ・「共助」の役割が高まる中、災害発生時に対応できる体制を整えるため、防災士の育成や自主防災組織の結成を進める必要がある。また、市民の防災教育を推進し、実践力の向上を図るとともに、消防団の充実・強化及び活性化を図ることで、地域防災力の向上に努める必要がある。
- ・消防団員の成り手不足・高齢化、また消防活動の知識及び技術の伝承不足により、消防力の低下に繋がる可能性があるため、消防団員の確保を図るとともに、効果的かつ効率的な防災知識・技術の習得及び地域防災力の向上を図る必要がある。あわせて、市、大田原消防署、自主防災組織等との連携を強化する必要がある。

【避難行動要支援者対策】（再掲）

- ・災害発生時の避難行動に支援を必要とする避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備する必要がある。
- ・避難行動要支援者名簿の整備や制度の周知及びネットワークの構築を図り、災害時に迅速に対応できるよう、情報を整備・管理する必要がある。

【ライフラインの災害対応力強化】

- ・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、上下水道、電話などの通信機器等、ライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保など、関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要がある。
- ・無電柱化の推進や上下水道施設及び設備の老朽化対策等により、市民や帰宅困難者等のライフラインの確保を徹底する必要がある。

【市民等への災害情報の伝達】（再掲）

- ・市民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、よいちメール、広報車両、緊急速報メール、市ホームページ等の活用を推進する必要がある。
- ・市内事業者（企業等）への適切な災害情報の提供及び情報伝達に関する双方のネットワークを構築する必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】

- ・災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用や、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。
- ・災害情報を迅速かつ的確に把握するため、無人航空機（ドローン等）や無線設備等での情報収集、伝達手段を確保する必要がある。

【道路の防災・減災対策】（再掲）

- ・災害時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の冠水対策を推進するとともに、橋梁の長寿命化対策など災害に強い施設整備を推進する必要がある。

【河川改修等の治水対策】（再掲）

- ・近年は、局地的な豪雨が頻発していることから、河川の越水や破堤、さらにはバックウォーター等の治水対策として、国・県に対し、河川の河道掘削、樹木の伐採及び無堤地域への築堤事業等の促進を図るなど、堤防の強化について積極的に働きかける必要がある。

リスクシナリオ 1-5

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【防災意識の高揚、防災教育の実施】（再掲）

- ・市民が自らの命は自ら守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、大田原市防災ハザードマップの普及・活用等、さらには総合防災訓練の実施により、市民の防災意識の高揚を図る必要がある。
- ・児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、社会福祉施設、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。

【地域防災力の向上】（再掲）

- ・「共助」の役割が高まる中、災害発生時に対応できる体制を整えるため、防災士の育成や自主防災組織の結成を進める必要がある。また、市民の防災教育を推進し、実践力の向上を図るとともに、消防団の充実・強化及び活性化を図ることで、地域防災力の向上に努める必要がある。

- ・消防団員の成り手不足・高齢化、また消防活動の知識及び技術の伝承不足により、消防力の低下に繋がる可能性があるため、消防団員の確保を図るとともに、効果的かつ効率的な防災知識・技術の習得及び地域防災力の向上を図る必要がある。あわせて、市、大田原消防署、自主防災組織等との連携を強化する必要がある。

【避難行動要支援者対策】（再掲）

- ・災害発生時の避難行動に支援を必要とする避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備する必要がある。
- ・避難行動要支援者名簿の整備や制度の周知及びネットワークの構築を図り、災害時に迅速に対応できるよう、情報を整備・管理する必要がある。

【市民等への災害情報の伝達】（再掲）

- ・市民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、よいちメール、広報車両、緊急速報メール、市ホームページ等の活用を推進する必要がある。
- ・市内事業者（企業等）への適切な災害情報の提供及び情報伝達に関する双方のネットワークを構築する必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】（再掲）

- ・災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用や、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。
- ・災害情報を迅速かつ的確に把握するため、無人航空機（ドローン等）や無線設備等での情報収集、伝達手段を確保する必要がある。

【電源の確保】

- ・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有を図るため、停電による公衆回線の使用不能等の事態に備え、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備、さらには無電柱化の推進を図る必要がある。
- ・既存の非常用電源設備は、定期的に点検を行い、また老朽化対策を推進し、災害時に安定した電源を確保する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-1

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止

【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】

- ・災害発生時に被災市民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、県、災害協定締結自治体、民間事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。
- ・災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医療品卸売業者等と連携しながら、医療品、資機材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。
- ・災害応急対策活動や被災市民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、自治体や民間事業者等と連携し、防災用資機材の計画的な備蓄を推進する必要がある。

【水道施設の耐震化等】

- ・今後、耐用年数を超過した管路が多く現れ、数年後には更新のピークを迎えることとなるため、計画的に老朽管の更新や配水基幹となる管路の耐震化を行う必要がある。

【エネルギーの安定供給】

- ・大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、災害発生時に避難所になる市施設に太陽光発電システムなどを計画的に設置し、エネルギーの安定供給や、避難所の生活環境の保全を図る必要がある。

【道路の防災・減災対策】（再掲）

- ・災害時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の冠水対策を推進するとともに、橋梁の長寿命化対策など災害に強い施設整備を推進する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】

- ・災害発生時に、被災地域への救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体及び関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。
- ・物資等の輸送手段として使用可能な緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるような管理の徹底を図る必要がある。

【緊急輸送路等の整備】

- ・災害時における被災者の救急医療や救援物資の搬送路の確保は、最優先の項目である。そのため、平常時・災害時を問わない円滑なネットワークの構築を目指し、関係機関との連携を強化し、整備を進める必要がある。
- ・水害による冠水等により、輸送困難が想定される被災地への輸送経路を検討し、計画的に道路整備を進める必要がある。

【道路啓開体制の整備】

- ・緊急車両、緊急輸送車両の通行ルートを迅速に確保するため、民間事業者等との協定締結（再確認を含む）、関係機関等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要がある。

リスクシナリオ 2-2

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】（再掲）

- ・災害発生時に被災市民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、県、災害協定締結自治体、民間事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。
- ・災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医療品卸売業者等と連携しながら、医療品、資機材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。
- ・災害応急対策活動や被災市民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、自治体や民間事業者等と連携し、防災用資機材の計画的な備蓄を推進する必要がある。

【避難場所・緊急用ヘリポート用地の確保】

- ・本市では、災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）が、平成27年4月1日現在で17箇所確認できている。孤立可能性地区で交通等の途絶が発生した場合は、被害状況の把握が困難であり、救助・避難・物資輸送等にヘリコプターを活用することが必要になる。このため、孤立可能性地区ごとに住民の避難先となる施設や、道路交通が応急復旧すまでの間、救助活動や物資輸送を行うヘリコプターの離着陸に適した土地を確保する必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】（再掲）

- ・災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用や、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。
- ・災害情報を迅速かつ的確に把握するため、無人航空機（ドローン等）や無線設備等での情報収集、伝達手段を確保する必要がある。

【土砂災害防止施設の整備】（再掲）

- ・本市には、黒羽地区を中心に山地災害危険地区が341箇所、土砂災害警戒区域が343箇所確認されている。特に、集落、道路、避難所周辺等については、国・県に対し土砂災害対策事業等の適切なハード対策の促進を求める必要がある。

リスクシナリオ 2-3

警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【防災拠点機能の確保】（再掲）

- ・大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点については、耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置等、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく必要がある。

【地域防災力の向上】（再掲）

- ・「共助」の役割が高まる中、災害発生時に対応できる体制を整えるため、防災士の育成や自主防災組織の結成を進める必要がある。また、市民の防災教育を推進し、実践力の向上を図るとともに、消防団の充実・強化及び活性化を図ることで、地域防災力の向上に努める必要がある。
- ・消防団員の成り手不足・高齢化、また消防活動の知識及び技術の伝承不足により、消防力の低下に繋がる可能性があるため、消防団員の確保を図るとともに、効果的かつ効率的な防災知識・技術の習得及び地域防災力の向上を図る必要がある。あわせて、市、大田原消防署、自主防災組織等との連携を強化する必要がある。

【火災予防に関する啓発活動、地域の消防力強化】（再掲）

- ・大規模な災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保や、消防組織の充実・強化、消防施設・装備等の計画的な整備・維持管理、広域的な応援受入態勢の整備を図る必要がある。

【相互応援体制の整備】

- ・他自治体と締結している災害時の相互応援、広域応援等に関する協定について、連絡体制の整備、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に関する情報交換及び防災訓練への参加による相互応援体制の充実・強化など適正な運用を行う必要がある。
- ・国や県、県内外市町村等からの応援を迅速かつ効果的に受け取ることができるよう、物資や資材等の供給などの受援手続、防災拠点やヘリポートに関する情報の把握などを通じて、市内の受援体制の整備を行う必要がある。
- ・本市が被災している時には、近隣自治体も被災している可能性が高いため、県外の自治体とも広域的に災害協定を締結し、首都直下型地震等の関東圏域にわたる災害に備える必要がある。

リスクシナリオ 2-4

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【市街地整備】（再掲）

- ・災害に対する予防や発生時における応急対策、復旧復興に資する都市施設の整備を国・県と連携し、推進する必要がある。
- ・区画整理未実施地区等においては、老朽木造住宅や緊急車両が通行できない狭い道路等があり、建物倒壊や火災の延焼等による避難活動への支障が懸念されるため、避難路、物資輸送路等を計画的に整備する必要がある。

【医療機関等におけるライフラインの確保】

- ・医療機関、関係機関と連携して、電気、水道、医療用ガス等の災害時における医療施設等への円滑な供給体制を確保する必要がある。

【医療関係団体との連携強化】

- ・災害時の医療体制を確保するため、医療関係団体と緊急時における協力応援体制を確認するとともに訓練を実施する必要がある。

【電源の確保】（再掲）

- ・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有を図るため、停電による公衆回線の使用不能等の事態に備え、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備、さらには無電柱化の推進を図る必要がある。

- ・既存の非常用電源設備は、定期的に点検を行い、また老朽化対策を推進し、災害時に安定した電源を確保する必要がある。

【道路の防災・減災対策】（再掲）

- ・災害時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の冠水対策を推進するとともに、橋梁の長寿命化対策など災害に強い施設整備を推進する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】（再掲）

- ・災害発生時に、被災地域への救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体及び関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。
- ・物資等の輸送手段として使用可能な緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるような管理の徹底を図る。

【緊急輸送路等の整備】（再掲）

- ・災害時における被災者の救急医療や救援物資の搬送路の確保は、最優先の項目である。そのため、平常時・災害時を問わない円滑なネットワークの構築を目指し、関係機関との連携を強化し、整備を進める必要がある。
- ・水害による冠水等により、輸送困難が想定される被災地への輸送経路を検討し、計画的に道路整備を進める必要がある。

【河川管理施設の長寿命化】（再掲）

- ・橋梁等長寿命化修繕計画（2019-2028）に沿った橋梁等の維持管理を推進する必要がある。また、定期的な点検を行い、結果に応じ計画を見直す必要がある。

リスクシナリオ 2-5

想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

【事業所等における備蓄の促進】

- ・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。
- ・企業等の事業所の備蓄状況を把握するとともに、市内公共施設においても緊急物資の分散備蓄を検討する必要がある。

【関係機関等との連携強化】

- ・公共交通機関等が停止し、帰宅困難者が発生した場合に備えて、情報提供や連絡体制の整備、避難所の開設、代替輸送手段の確保など、平常時から県や近隣自治体、公共交通機関等の関係機関と連携し、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要がある。

リスクシナリオ 2-6

被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生

【社会資本等の老朽化対策】（再掲）

- ・公共施設等は、災害時の本部機能、さらに市民等の避難所等となっているため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等に基づき、適切な建物等の維持管理を実施し、災害時の組織機能の低下や市民等の混乱を避ける対策を行う必要がある。
- ・高度経済成長期以降に集中的に社会資本等（建物・道路・上下水道・橋梁等）を整備したが、これらの耐用年数が経過し、一斉に更新時期を迎えることとなるため、維持更新費用の削減策とともに、各計画に則り維持管理を行う必要がある。

【下水道施設の耐震化等】

- ・污水处理施設等の機能停止に伴う、公衆衛生問題や感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等の災害予防と的確な維持管理、生活排水対策を着実に推進する必要がある。

【安定的な污水处理対策】

- ・災害による浄化槽の機能停止は、住民の生活環境の保全及び公衆衛生上、回避しなければならないが、長期間稼動してきた古い単独処理浄化槽は、災害時破損する可能性が高い。そこで、古い単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進し、安定的な污水处理と生活排水対策を行う必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保すること

リスクシナリオ 3-1

市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【防災拠点機能の確保】（再掲）

- ・大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点については、

耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置等、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく必要がある。

【社会資本等の老朽化対策】（再掲）

- ・ 公共施設等は、災害時の本部機能、さらに市民等の避難所等となっているため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等に基づき、適切な建物等の維持管理を実施し、災害時の組織機能の低下や市民等の混乱を避ける対策を行う必要がある。
- ・ 高度経済成長期以降に集中的に社会資本等（建物・道路・上下水道・橋梁等）を整備したが、これらの耐用年数が経過し、一斉に更新時期を迎えることとなるため、維持更新費用の削減策とともに、各計画に則り維持管理を行う必要がある。

【業務継続体制の整備】

- ・ 組織改編、業務内容や施設整備の変更があった場合には、大田原市地域防災計画及び大田原市業務継続計画（大規模災害編、ICT編及び新型コロナウイルス感染症対応編）の実効性を高めるため、所要の改訂を行う必要がある。

【職員に対する防災・減災教育】

- ・ 市職員に対し、災害時の適正な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ確かな災害応急対策が実施できるよう、総合防災訓練の実施や各種講習会、市地域防災計画及び業務継続計画等による防災教育の徹底を図る必要がある。
- ・ 災害発生時において、職員が被災者に対して適切な住民サービスを提供できるよう、平時より自身の役割について確認し、必要な知識の習得に努める必要がある。

【相互応援体制の整備】（再掲）

- ・ 他自治体と締結している災害時の相互応援、広域応援等に関する協定について、連絡体制の整備、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に関する情報交換及び防災訓練への参加による相互応援体制の充実・強化など適正な運用を行う必要がある。
- ・ 国や県、県内外市町村等からの応援を迅速かつ効果的に受け取ることができるよう、物資や資材等の供給などの受援手続、防災拠点やヘリポートに関する情報の把握などを通じて、市内の受援体制の整備を行う必要がある。
- ・ 本市が被災している時には、近隣自治体も被災している可能性が高いため、県外の自治体とも広域的に災害協定を締結し、首都直下型地震等の関東圏域にわたる災害に備える必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること

リスクシナリオ 4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による災害情報等の伝達不能

【電源の確保】（再掲）

- ・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有を図るため、停電による公衆回線の使用不能等の事態に備え、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備、さらには無電柱化の推進を図る必要がある。
- ・既存の非常用電源設備は、定期的に点検を行い、また老朽化対策を推進し、災害時に安定した電源を確保する必要がある。

【市民等への災害情報の伝達】（再掲）

- ・市民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、よいちメール、広報車両、緊急速報メール、市ホームページ等の活用を推進する必要がある。
- ・市内事業者（企業等）への適切な災害情報の提供及び情報伝達に関する双方のネットワークを構築する必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】（再掲）

- ・災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用や、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。
- ・災害情報を迅速かつ的確に把握するため、無人航空機（ドローン等）や無線設備等での情報収集、伝達手段を確保する必要がある。

5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 5-1

サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

【市街地整備】（再掲）

- ・災害に対する予防や発生時における応急対策、復旧復興に資する都市施設の整備を国・県と連携し、推進する必要がある。
- ・区画整理未実施地区等においては、老朽木造住宅や緊急車両が通行できない狭い道路等があり、建物倒壊や火災の延焼等による避難活動への支障が懸念されるため、

避難路、物資輸送路等を計画的に整備する必要がある。

【工業・企業の誘致】

- ・首都機能に甚大な被害が生じる災害が発生した場合における企業の事業継続に資するよう、東京圏等に立地する企業の工場や事業所及び本社機能の移転等を促進する必要がある。

【市内事業者における事業継続計画（BCP）の策定支援】

- ・事業者等における自主的な防災対策を促すため、平常時から災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

【道路の防災・減災対策】（再掲）

- ・災害時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の冠水対策を推進するとともに、橋梁の長寿命化対策など災害に強い施設整備を推進する必要がある。

リスクシナリオ 5-2

基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【関係機関等との連携強化】（再掲）

- ・公共交通機関等が停止し、帰宅困難者が発生した場合に備えて、情報提供や連絡体制の整備、避難所の開設、代替輸送手段の確保など、平常時から県や近隣自治体、公共交通機関等の関係機関と連携し、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要がある。

【市街地整備】（再掲）

- ・災害に対する予防や発生時における応急対策、復旧復興に資する都市施設の整備を国・県と連携し、推進する必要がある。
- ・区画整理未実施地区等においては、老朽木造住宅や緊急車両が通行できない狭あいな道路等があり、建物倒壊や火災の延焼等による避難活動への支障が懸念されるため、避難路、物資輸送路等を計画的に整備する必要がある。

【交通結節点への連携強化】

- ・災害発生時において交通結節点（野崎駅）への安全かつ円滑な通行を確保するため、幹線道路等の整備や広場等輸送車両等の乗り換え乗り継ぎ空間の確保を図る必要がある。また、市外の交通結節点への連携が実施できるよう協議を進める必要がある。

【工業・企業の誘致】（再掲）

- ・首都機能に甚大な被害が生じる災害が発生した場合における企業の事業継続に資する

よう、東京圏等に立地する企業の工場や事業所及び本社機能の移転等を促進する必要がある。

【農道の整備】

- ・災害発生後に迂回路として活用しうる農道を把握し、整備を進めるなど、避難路や代替輸送路を確保する必要がある。

【道路の防災・減災対策】（再掲）

- ・災害時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の冠水対策を推進するとともに、橋梁の長寿命化対策など災害に強い施設整備を推進する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】（再掲）

- ・災害発生時に、被災地域への救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体及び関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。
- ・物資等の輸送手段として使用可能な緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるような管理の徹底を図る。

【緊急輸送路等の整備】（再掲）

- ・災害時における被災者の救急医療や救援物資の搬送路の確保は、最優先の項目である。そのため、平常時・災害時を問わない円滑なネットワークの構築を目指し、関係機関との連携を強化し、整備を進める必要がある。
- ・水害による冠水等により、輸送困難が想定される被災地への輸送経路を検討し、計画的に道路整備を進める必要がある。

【道路啓開体制の整備】（再掲）

- ・緊急車両、緊急輸送車両の通行ルートを迅速に確保するため、民間事業者等との協定締結（再確認を含む）、関係機関等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要がある。

【河川管理施設の長寿命化】（再掲）

- ・橋梁等長寿命化修繕計画（2019-2028）に沿った橋梁等の維持管理を推進する必要がある。また、定期的な点検を行い、結果に応じ計画を見直す必要がある。

リスクシナリオ 5-3

食料等の安定供給の停滞

【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】（再掲）

- ・災害発生時に被災市民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、県、災害協定締結自治体、民間事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。
- ・災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医療品卸売業者等と連携しながら、医療品、資機材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。
- ・災害応急対策活動や被災市民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、自治体や民間事業者等と連携し、防災用資機材の計画的な備蓄を推進する必要がある。

【事業所等における備蓄の促進】（再掲）

- ・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。
- ・企業等の事業所の備蓄状況を把握するとともに、市内公共施設においても緊急物資の分散備蓄を検討する必要がある。

【農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化】

- ・災害の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、農地・農業水利施設等（揚水機場等）の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成など、管理体制の充実・強化を図る必要がある。
- ・農業水利施設等の定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を促進する必要がある。

【農業水利施設の老朽化対策及び耐震化】

- ・被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（ため池、揚排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、ハザードマップの作成や耐震化等の老朽化対策を促進する必要がある。

【農道の整備】（再掲）

- ・災害発生後に迂回路として活用しうる農道を把握し、整備を進めるなど、避難路や代替輸送路を確保する必要がある。

【道路の防災・減災対策】（再掲）

- ・災害時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の冠水対策を推進するとともに、橋梁の長寿命化対策など災害に強い施設整備を推進する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】（再掲）

- ・災害発生時に、被災地域への救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体及び関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。
- ・物資等の輸送手段として使用可能な緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるような管理の徹底を図る。

【緊急輸送路等の整備】（再掲）

- ・災害時における被災者の救急医療や救援物資の搬送路の確保は、最優先の項目である。そのため、平常時・災害時を問わない円滑なネットワークの構築を目指し、関係機関との連携を強化し、整備を進める必要がある。
- ・水害による冠水等により、輸送困難が想定される被災地への輸送経路を検討し、計画的に道路整備を進める必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること

リスクシナリオ 6-1

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

【エネルギーの安定供給】（再掲）

- ・大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、災害発生時に避難所になる市施設に太陽光発電システムなどを計画的に設置し、エネルギーの安定供給や、避難所の生活環境の保全を図る必要がある。

【電源の確保】（再掲）

- ・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有を図るため、停電による公衆回線の使用不能等の事態に備え、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備、さらには無電柱化の推進を図る必要がある。

- ・既存の非常用電源設備は、定期的に点検を行い、また老朽化対策を推進し、災害時に安定した電源を確保する必要がある。

【ライフラインの災害対応力強化】（再掲）

- ・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、上下水道、電話などの通信機器等、ライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保など、関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要がある。
- ・無電柱化の推進や上下水道施設及び設備の老朽化対策等により、市民や帰宅困難者等のライフラインの確保を徹底する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】（再掲）

- ・災害発生時に、被災地域への救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体及び関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。
- ・物資等の輸送手段として使用可能な緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるような管理の徹底を図る必要がある。

【緊急輸送路等の整備】（再掲）

- ・災害時における被災者の救急医療や救援物資の搬送路の確保は、最優先の項目である。そのため、平常時・災害時を問わない円滑なネットワークの構築を目指し、関係機関との連携を強化し、整備を進める必要がある。

リスクシナリオ 6-2

上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【市街地整備】（再掲）

- ・災害に対する予防や発生時における応急対策、復旧復興に資する都市施設の整備を国・県と連携し、推進する必要がある。
- ・区画整理未実施地区等においては、老朽木造住宅や緊急車両が通行できない狭い道路等があり、建物倒壊や火災の延焼等による避難活動への支障が懸念されるため、避難路、物資輸送路等を計画的に整備する必要がある。

【水道施設の耐震化等】（再掲）

- ・今後、耐用年数を超過した管路が多く現れ、数年後には更新のピークを迎えることとなるため、計画的に老朽管の更新や配水基幹となる管路の耐震化を行う必要がある。

【下水道施設の耐震化等】（再掲）

- ・ 汚水処理施設等の機能停止に伴う、公衆衛生問題や感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等の災害予防と的確な維持管理、生活排水対策を着実に推進する必要がある。

【安定的な汚水処理対策】（再掲）

- ・ 災害による浄化槽の機能停止は、住民の生活環境の保全及び公衆衛生上、回避しなければならないが、長期間稼動してきた古い単独処理浄化槽は、災害時破損する可能性が高い。そこで、古い単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進し、安定的な汚水処理と生活排水対策を行う必要がある。

【ライフラインの災害対応力強化】（再掲）

- ・ 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、上下水道、電話などの通信機器等、ライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保など、関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要がある。
- ・ 無電柱化の推進や上下水道施設及び設備の老朽化対策等により、市民や帰宅困難者等のライフラインの確保を徹底する必要がある。

リスクシナリオ 6-3

防災インフラの長期間にわたる機能不全

【相互応援体制の整備】（再掲）

- ・ 他自治体と締結している災害時の相互応援、広域応援等に関する協定について、連絡体制の整備、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に関する情報交換及び防災訓練への参加による相互応援体制の充実・強化など適正な運用を行う必要がある。
- ・ 国や県、県内外市町村等からの応援を迅速かつ効果的に受け取ることができるよう、物資や資材等の供給などの受援手続、防災拠点やヘリポートに関する情報の把握などを通じて、市内の受援体制の整備を行う必要がある。
- ・ 本市が被災している時には、近隣自治体も被災している可能性が高いため、県外の自治体とも広域的に災害協定を締結し、首都直下型地震等の関東圏域にわたる災害に備える必要がある。

【市街地整備】（再掲）

- ・ 災害に対する予防や発生時における応急対策、復旧復興に資する都市施設の整備を国・

県と連携し、推進する必要がある。

- ・ 区画整理未実施地区等においては、老朽木造住宅や緊急車両が通行できない狭い道路等があり、建物倒壊や火災の延焼等による避難活動への支障が懸念されるため、避難路、物資輸送路等を計画的に整備する必要がある。

【復旧・復興を担う人材の育成・確保】

- ・ 建設業における高齢化の進行等により、将来的な担い手不足や技術継承の阻害が懸念されることから、県や関係機関等と連携して、建設業を担う技能労働者等の育成や確保を図る必要がある。

【農道の整備】（再掲）

- ・ 災害発生後に迂回路として活用しうる農道を把握し、整備を進めるなど、避難路や代替輸送路を確保する必要がある。

【電源の確保】（再掲）

- ・ 災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有を図るため、停電による公衆回線の使用不能等の事態に備え、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備、さらには無電柱化の推進を図る必要がある。
- ・ 既存の非常用電源設備は、定期的に点検を行い、また老朽化対策を推進し、災害時に安定した電源を確保する必要がある。

【市民等への災害情報の伝達】（再掲）

- ・ 市民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、よいちメール、広報車両、緊急速報メール、市ホームページ等の活用を推進する必要がある。
- ・ 市内事業者（企業等）への適切な災害情報の提供及び情報伝達に関する双方のネットワークを構築する必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】（再掲）

- ・ 災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用や、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。
- ・ 災害情報を迅速かつ的確に把握するため、無人航空機（ドローン等）や無線設備等での情報収集、伝達手段を確保する必要がある。

【河川改修等の治水対策】（再掲）

- ・近年は、局地的な豪雨が頻発していることから、河川の越水や破堤、さらにはバックウォーター等の治水対策として、国・県に対し、河川の河道掘削、樹木の伐採及び無堤地域への築堤事業等の促進を図るなど、堤防の強化について積極的に働きかける必要がある。

【河川管理施設の長寿命化】（再掲）

- ・橋梁等長寿命化修繕計画（2019-2028）に沿った橋梁等の維持管理を推進する必要がある。また、定期的な点検を行い、結果に応じ計画を見直す必要がある。

【土砂災害防止施設の整備】（再掲）

- ・本市には、黒羽地区を中心に山地災害危険地区が341箇所、土砂災害警戒区域が343箇所確認されている。特に、集落、道路、避難所周辺等については、国・県に対し土砂災害対策事業等の適切なハード対策の促進を求める必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 7-1

ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

【農業水利施設の老朽化対策及び耐震化】（再掲）

- ・被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（ため池、揚排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、ハザードマップの作成や耐震化等の老朽化対策を促進する必要がある。

【市民等への災害情報の伝達】（再掲）

- ・市民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、よいちメール、広報車両、緊急速報メール、市ホームページ等の活用を推進する必要がある。
- ・市内事業者（企業等）への適切な災害情報の提供及び情報伝達に関する双方のネットワークを構築する必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】（再掲）

- ・災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用や、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。
- ・災害情報を迅速かつ的確に把握するため、無人航空機（ドローン等）や無線設備等で

の情報収集、伝達手段を確保する必要がある。

【河川改修等の治水対策】（再掲）

- ・近年は、局地的な豪雨が頻発していることから、河川の越水や破堤、さらにはバックウォーター等の治水対策として、国・県に対し、河川の河道掘削、樹木の伐採及び無堤地域への築堤事業等の促進を図るなど、堤防の強化について積極的に働きかける必要がある。

【土砂災害防止施設の整備】（再掲）

- ・本市には、黒羽地区を中心に山地災害危険地区が341箇所、土砂災害警戒区域が343箇所確認されている。特に、集落、道路、避難所周辺等については、国・県に対し土砂災害対策事業等の適切なハード対策の促進を求める必要がある。

リスクシナリオ 7-2

有害物質の大規模拡散・流出による荒廃

【市内事業者における事業継続計画（BCP）の策定支援】（再掲）

- ・事業者等における自主的な防災対策を促すため、平常時から災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

【有害物質等の大規模拡散・流出対策】

- ・災害発生に伴う事業所の倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、関係機関と連携していく必要がある。

リスクシナリオ 7-3

農地・森林等の被害による荒廃

【農業水利施設の老朽化対策及び耐震化】（再掲）

- ・被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（ため池、揚排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、ハザードマップの作成や耐震化等の老朽化対策を促進する必要がある。

【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

- ・農地が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地・農業水利施設等の保全活動や地域における生産活動への支援、田園地域における総合的な治水対策のひとつとして機能する田んぼダムの取組等を進める必要がある。

【森林の適切な整備・保全】（再掲）

- ・森林が有する水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成、土砂災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、国や県の制度を活用し、市内の森林の整備や森林ボランティア、活動団体等による保全活動等を促進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

リスクシナリオ 8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【住宅の耐震化】（再掲）

- ・住宅の耐震化については、災害に強いまちづくりを推進するため、建築基準法の耐震基準改正以前の木造住宅に係る耐震診断、耐震改修、耐震建替え等の普及啓発を行うとともに、大田原市建築物耐震改修促進計画に基づく施策を推進し、耐震化を促進する必要がある。

【非構造部材の耐震化】（再掲）

- ・東日本大震災等の発生時に被害が顕著であった天井、ブロック塀等の非構造部材について、倒壊による被害の軽減を図り、市民の安全を確保するため、大田原市建築物耐震改修促進計画に基づく施策を推進する必要がある。

【老朽空家等対策】（再掲）

- ・今後、空家等の増加が見込まれる中で、災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、大田原市空家等対策計画に基づき、管理不十分な空家等について、適切な管理の促進を図る必要がある。

【災害廃棄物の処理体制の整備】

- ・大規模災害発生時には、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物が大量に発生することが想定されるため、それらを円滑に処理できるよう、大田原市災害廃棄物処理計画を策定し、体制整備を図る必要がある。

リスクシナリオ 8-2

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態

【業務継続体制の整備】（再掲）

- ・組織改編、業務内容や施設整備の変更があった場合には、大田原市地域防災計画及び大田原市業務継続計画（大規模災害編、ICT編及び新型コロナウイルス感染症対応編）の実効性を高めるため、所要の改訂を行う必要がある。

【防災意識の高揚、防災教育の実施】（再掲）

- ・市民が自らの命は自ら守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、大田原市防災ハザードマップの普及・活用等、さらには総合防災訓練の実施により、市民の防災意識の高揚を図る必要がある。
- ・児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、社会福祉施設、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。

【地域防災力の向上】（再掲）

- ・「共助」の役割が高まる中、災害発生時に対応できる体制を整えるため、防災士の育成や自主防災組織の結成を進める必要がある。また、市民の防災教育を推進し、実践力の向上を図るとともに、消防団の充実・強化及び活性化を図ることで、地域防災力の向上に努める必要がある。
- ・消防団員の成り手不足・高齢化、また消防活動の知識及び技術の伝承不足により、消防力の低下に繋がる可能性があるため、消防団員の確保を図るとともに、効果的かつ効率的な防災知識・技術の習得及び地域防災力の向上を図る必要がある。あわせて、市、大田原消防署、自主防災組織等との連携を強化する必要がある。

【住宅の耐震化】（再掲）

- ・住宅の耐震化については、災害に強いまちづくりを推進するため、建築基準法の耐震基準改正以前の木造住宅に係る耐震診断、耐震改修、耐震建替え等の普及啓発を行うとともに、大田原市建築物耐震改修促進計画に基づく施策を推進し、耐震化を促進する必要がある。

【医療機関におけるライフラインの確保】（再掲）

- ・医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス等の災害時における医療施設への円滑な供給体制を確保する必要がある。

【避難行動要支援者対策】（再掲）

- ・災害発生時の避難行動に支援を必要とする避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備する必要がある。
- ・避難行動要支援者名簿の整備や制度の周知及びネットワークの構築を図り、災害時に迅速に対応できるよう、情報を整備・管理する必要がある。

【道路啓開体制の整備】（再掲）

- ・緊急車両、緊急輸送車両の通行ルートを迅速に確保するため、民間事業者等との協定締結（再確認を含む）、関係機関等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要がある。

【道路施設の応急復旧体制の整備】

- ・緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路啓開等について大田原市建設業協働組合との協定に基づく連携強化、車両移動訓練の実施、放置車両対策の強化や関係機関の連携による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要がある。

【復旧・復興を担う人材の育成・確保】（再掲）

- ・建設業における高齢化の進行等により、将来的な担い手不足や技術継承の阻害が懸念されることから、県や関係機関等と連携して、建設業を担う技能労働者等の育成や確保を図る必要がある。

【災害ボランティアの活動体制の強化】

- ・災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会との情報共有や、ボランティアセンター（大田原市社会福祉協議会）と連携し、ボランティアの資質向上のための各種研修や訓練等を実施する必要がある。

リスクシナリオ 8-3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【有形無形の文化財の保全】

- ・与一伝承館、芭蕉の館、歴史民俗資料館等の展示方法や展示物以外の資料等の收藏方法の点検や改善を図る必要がある。
- ・防災・防犯のための設備（火災報知器、放水銃、防犯カメラ等）が設置されていない指定文化財が多い。また、個人所有や寺社所有の指定文化財（主として工芸品等の有形

文化財) や未指定文化財については、防災・防犯の実態が把握されていない。このため、文化財の保存管理の基本となる文化財台帳(データベース)を整備する必要がある。

- ・有形無形文化に関する映像等の記録をアーカイブ化する必要がある。

リスクシナリオ 8-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【地籍調査の推進】

- ・被災後の迅速な復旧・復興に資する現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査事業を推進する必要がある。

リスクシナリオ 8-5

風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響

【工業・企業の誘致】(再掲)

- ・首都機能に甚大な被害が生じる災害が発生した場合における企業の事業継続に資するよう、東京圏等に立地する企業の工場や事業所及び本社機能の移転等を促進する必要がある。

【市内事業者における事業継続計画(BCP)の策定支援】(再掲)

- ・事業者等における自主的な防災対策を促すため、平常時から災害時において重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定を促進する必要がある。

【参考資料1】

重要業績評価指標（KPI）一覧

（個別施策分野）

A. 行政機能／防災・消防

| KPI | 現状値（R1） | 目標値（R8） |
|--|-------------|------------|
| 大田原市公共施設等総合管理計画 | 策定 | 必要に応じ改訂 |
| 大田原市業務継続計画 | 策定 | 必要に応じ改訂 |
| 大田原市地域防災計画 | 策定 | 必要に応じ改訂 |
| 大田原市水防計画 | 策定 | 必要に応じ改訂 |
| 大田原市役所消防計画 | 策定 | 必要に応じ改訂 |
| 主食となる非常食の数量 | 32,150食 | 19,075食 |
| 飲料水 | 11,040ℓ | 19,075ℓ |
| ブルーシート | 2,573枚 | 3,000枚 |
| 非常用寝具の数量 | 3,803枚 | 3,815枚 |
| 防災士の人数 | 227人 | 338人 |
| 災害ボランティア登録者数 | 56人 | 70人 |
| 消防団員の定足数（788人） （～R4 1,052人、R5～788人） | 88.9%（935人） | 100%（788人） |
| 消防詰所、消防ポンプ車及び小型ポンプ積 載車両の更新 | 順次更新 | 順次更新 |
| 自主防災組織の結成数 | 123自治会 | 166自治会 |
| 自治体間災害時相互応援協定数 | 15 | 16 |
| 民間団体等災害時相互応援協定数 | 16 | 18 |

B. 住宅・都市・土地利用

| KPI | 現状値 (R1) | 目標値 (R8) |
|--------------------------------|----------------------|-----------|
| 住宅の耐震化率 | 85.3% | 95.0% |
| 管理不全空家等の情報収集件数 (累計) | 288 件 (2013~2019) | 575 件 |
| 空家等の管理改善件数 (累計) | 142 件 (2013~2019) | 200 件 |
| 道路改良済延長 (990.45 km) | 729.16 km | 733.00 km |
| 上水道基幹管路の耐震適合率 | 47.4% | 50.0% |
| 上石上配水池増設工事 (R2~R3) | 未実施 | 工事完了 |
| 大田原配水池改修工事 | 未実施 | 工事完了 |
| 浄化槽市町村整備推進事業の合併浄化槽の設置件数 (~R3) | 70 基 (／年) | 70 基 (／年) |
| 合併処理浄化槽設置整備事業の合併浄化槽の設置件数 (~R3) | 15 基 (／年) | 15 基 (／年) |
| 大田原市公共下水道ストックマネジメント計画の策定 | 未策定 | 策定 |
| 地籍調査進捗率 | 23.22% | 26.83% |

C. 保健医療・福祉・教育

| KPI | 現状値 (R1) | 目標値 (R8) |
|--------------------------|----------|----------|
| 避難行動要支援者個別計画作成数 | 700 人 | 1,000 人 |
| 小中学校トイレ (27 校) の洋式化率 | 53% | 60% |
| 市内屋内運動場の老朽化対策工事 | 1 施設予定 | 1 施設工事完了 |
| 小中学校屋内運動場空調設備整備工事 | 2 校整備予定 | 2 校整備完了 |
| 大田原市文化財保存活用地域計画 | 策定中 | 必要に応じ改訂 |
| 重要文化財那須神社本殿・楼門保存活用計画策定事業 | 未策定 | 策定 |

| | | |
|-------------------------------|-----|---------|
| 那須神社保存修理事業（R4～R7） | 未実施 | 事業完了 |
| 名勝おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）保存活用計画 | 策定中 | 必要に応じ改訂 |

D. 産業・農業林業・エネルギー

| KPI | 現状値（R1） | 目標値（R8） |
|--|---------------|------------------|
| 荒井町島地区圃場整備事業進捗率 | 60.9% | 100% |
| 下深田地区圃場整備事業進捗率 | 45.2% | 100% |
| 中田原地区圃場整備事業進捗率 | 3.4% | 100% |
| 練貫地区圃場整備事業進捗率 | 0.0% | 20% |
| 大田原南地区圃場整備事業進捗率 | 0.0% | 10% |
| 親園鴨内川地区圃場整備事業進捗率 | 0.0% | 10% |
| 担い手への農地集積面積 | 7,722ha | 8,800ha |
| 多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の農用地力カバー率 | 53.95% | 60.0% |
| 森林環境譲与税による整備対象森林 | 0ha | 250ha |
| 林道塩の草須佐木線の整備済延長 | 1,647.2m | 2,038m (工事完了) |
| 森林・山村多面的機能発揮対策事業の活動団体数・対象面積 | 1団体・18ha | 1団体・18ha |
| とちぎの元気な森づくり市町村交付金事業の活動箇所数・対象面積 | 17箇所・253.78ha | 18箇所・275ha |
| 上水道基幹管路の耐震適合率【再掲】 | 47.4% | 50.0% |
| 上石上配水池増設工事（R2～R3）【再掲】 | 未実施 | 工事完了 |
| 大田原配水池改修工事【再掲】 | 未実施 | 工事完了 |

E. 情報通信・交通・物流

| KPI | 現状値 (R1) | 目標値 (R8) |
|---------------------------|-----------|-----------|
| 防災行政無線の整備 | 整備中 | 整備完了 |
| よいちメール登録者数 | 7,357人 | 15,000人 |
| 自治体間災害時相互応援協定数【再掲】 | 15 | 16 |
| 民間団体等災害時相互応援協定数【再掲】 | 16 | 18 |
| 道路改良済延長 (990.45 km)【再掲】 | 729.16 km | 733.00 km |
| 都市計画道路3・4・7号野崎駅東口線整備の進捗率 | 10% | 20% |
| 都市計画道路3・3・3号野崎こ線橋通り整備の進捗率 | 20% | 50% |

F. 国土保全・環境

| KPI | 現状値 (R1) | 目標値 (R8) |
|---|----------|---------------|
| 橋梁等長寿命化修繕計画 (2019-2028) に基づく維持管理工事 (26 橋) | 5 橋工事完了 | 26 橋工事完了 |
| 橋梁等長寿命化修繕計画 (2019-2028) | 策定完了 | 定期点検の結果に応じ見直し |
| 大田原市災害廃棄物処理計画の策定 | 未策定 | 策定 |
| 自治体間災害時相互応援協定数【再掲】 | 15 | 16 |

【参考資料2】

本計画における基本法適用条文

【国土強靱化基本計画（P.1）】

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
- 二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

【国土強靱化地域計画（P.2）】

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【脆弱性評価の考え方（P.8）】

第十七条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

【事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ（P.9）】

第十七条

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

大田原市国土強靱化地域計画

令和3(2021)年3月
(令和4(2022)年3月改訂)
(令和5(2023)年3月改訂)

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号
大田原市 総合政策部 政策推進課
TEL : 0287-23-8701 FAX : 0287-23-8748